



横浜市景観ビジョン

景観づくりが、横浜を豊かにする

表紙

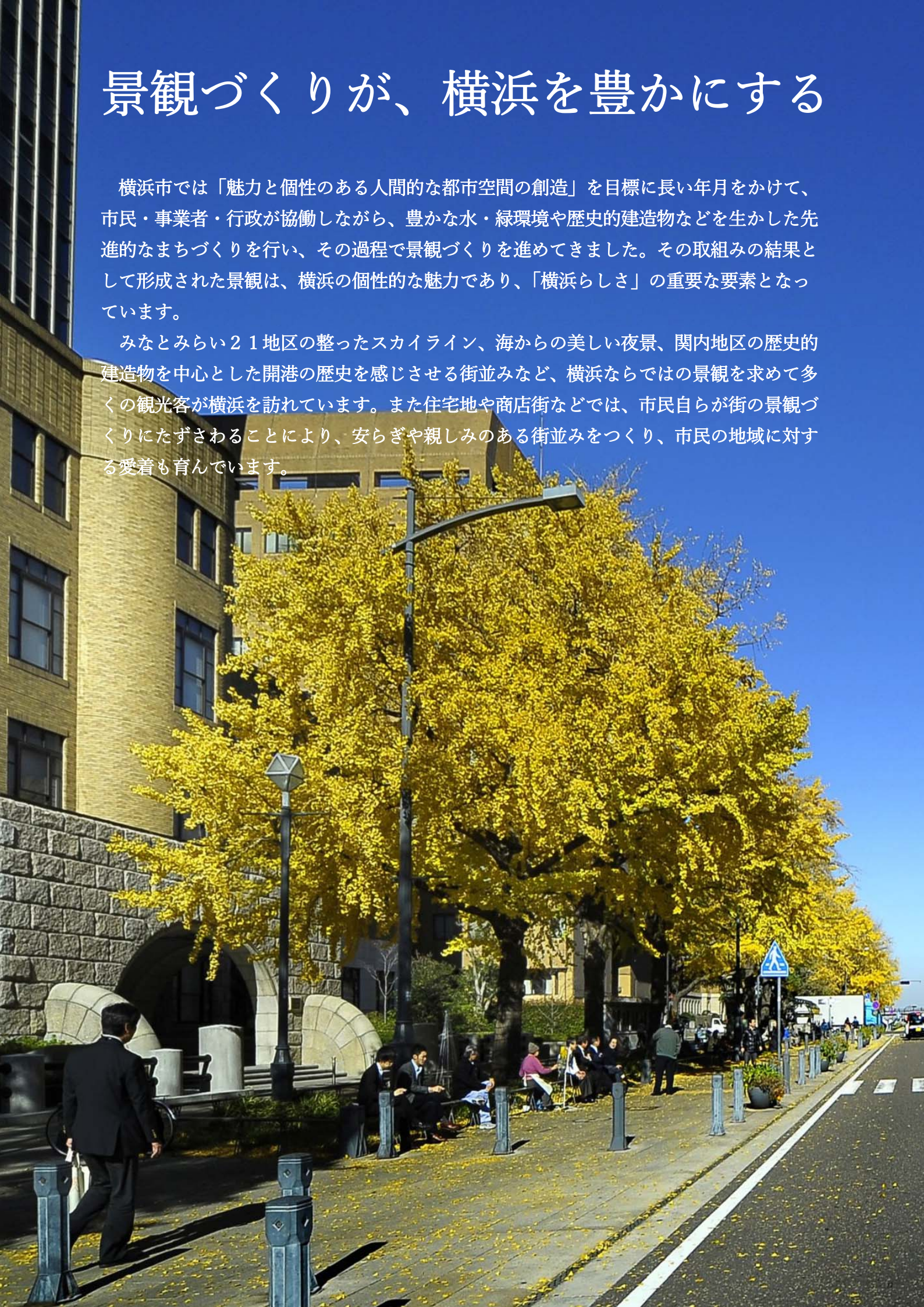
写真提供：PHOTOHITO

横浜市景観ビジョン

景観づくりが、横浜を豊かにする

横浜市では「魅力と個性のある人間的な都市空間の創造」を目標に長い年月をかけて、市民・事業者・行政が協働しながら、豊かな水・緑環境や歴史的建造物などを生かした先進的なまちづくりを行い、その過程で景観づくりを進めてきました。その取り組みの結果として形成された景観は、横浜の個性的な魅力であり、「横浜らしさ」の重要な要素となっています。

みなとみらい21地区の整ったスカイライン、海からの美しい夜景、関内地区の歴史的建造物を中心とした開港の歴史を感じさせる街並みなど、横浜ならではの景観を求めて多くの観光客が横浜を訪れています。また住宅地や商店街などでは、市民自らが街の景観づくりにたずさわることにより、安らぎや親しみのある街並みをつくり、市民の地域に対する愛着も育んでいます。



景観は横浜で生活する私たち*共通の資産であり、良好な景観を維持すること、新たに創出することは私たちの生活を豊かにするとともに、観光振興や企業誘致等都市間競争の視点からも、横浜の活性化のために重要な取組みです。

これからも「住みたい」「働きたい」「訪れたい」と思える豊かな横浜であり続けるため、私たちは互いに協力し、景観づくりを絶え間なく、力強く進めていく必要があります。

* 本ビジョンでは、横浜市民、横浜市に関わる事業者、行政を「私たち」と捉えています。

序章 横浜市景観ビジョンについて

- 08 1 景観ビジョンとは
- 09 2 景観ビジョンの位置づけ

景観ビジョンの目的や位置づけをまとめています。横浜市の**景観施策の大枠**を理解するための手がかりとなります。

第1章 横浜の景観づくりと課題

- 14 1 景観づくりの系譜
- 18 2 景観づくりをとりまく状況と課題
- 23 3 景観ビジョンの改定について

横浜市がまちづくりの中で取り組んできた景観づくりの流れをまとめています。社会状況の変化や、景観施策の運用で見えてきた**景観づくりの課題**と、**景観ビジョン改定のポイント**をまとめています。

第2章 景観を考える際の基本的事項

- 26 1 景観と景観づくり
- 28 2 景観づくりの意義
- 30 3 市民・事業者・行政の役割
- 32 4 景観の将来像を考える手がかり

景観を考える時に基本となることをまとめています。私たち皆で景観づくりを進める上で大切な、**共有すべき視点や考え方**をまとめています。

第3章 景観づくりの方向性

- 36 1 横浜らしい景観をつくるポイント
- 42 2 地域ごとの景観づくりの方向性

地域ごとの空間や営みの特徴をふまえた景観づくりを進める際に考慮してほしい内容を、**10のポイント、6のエリア別**に景観づくりの方向性としてまとめています。

第4章 景観づくりに関する取組み

- 72 1 創造的協議により質を向上する景観づくり
- 74 2 制度の活用により質を担保する景観づくり
- 76 3 景観づくりに係わる事業の実施と調整
- 80 4 景観づくりの普及と協働

行政が取組む景観づくりの方針をまとめています。私たち市民・事業者・行政で行う創造的な協議を軸に、**景観づくりを円滑に進めて**いきます。

実践ガイド 景観づくりの事例と方法

- 05 1 創造的協議による景観づくりの実録集
- 21 2 身近な景観づくりのヒント集

具体的な景観づくりの協議で本編の考えをどう実践したか、身近な場所でより良い景観づくりを進める際の手がかりとなる事例を集めました。

序章：横浜市景観ビジョンについて

第1章：横浜の景観づくりの課題

共有すべき視点や考え方

第2章：景観を考える際の基本的事項

景観と
景観づくり

景観づくり
の意義

市民・事業者・
行政の役割

景観の将来像を考える手がかり

地形と歴史

都市機能の現況

計画上の位置づけ

第3章：景観づくりの方向性

横浜らしい景観をつくる
ポイント

地域ごとの
景観づくりの方向性

景観
ビジョン



横浜市景観ビジョン
景観づくりが、横浜を豊かにする



第4章：景観づくりに関する取組み

行政の取組み

実践
ガイド



景観ビジョン実践ガイド
景観づくりの事例と方法

1. 身近な景観づくりのヒント集

主に市民の皆さん向けの
身近なまちづくりから
景観をよくする手がかり

景観を良くする
ポイントは？

景観づくりの
手法は？

景観の魅力と個性を発見
するためのキーワード

2. 創造的協議による景観づくりの実録集

主に事業者の皆さん向けの
建築行為等による
積極的な景観づくりの参考事例

どんな景観を
目指したの？

景観づくりの
考え方

景観づくりへ
の想い

景観づくりの
手法は？



西区 みなとみらい（眺望スポット／眺める／誇らしい）

序章

横浜市景観ビジョンについて

- 1 景観ビジョンとは
- 2 景観ビジョンの位置づけ

1 景観ビジョンとは

「横浜市景観ビジョン」は、横浜市のこれからの景観づくりにおいて目指すべき方向性を、歴史、文化、水・緑環境、人々の活動などを含めた総合的かつ長期的な視野に立って示す**景観づくりの指針**です。また、私たち市民・事業者・行政が景観づくりの方向性を共有した上で、横浜らしい景観づくりを実践することを目指します。

（１）景観ビジョン策定の目的

「**良好な景観をつくること**」が豊かな市民生活の実現につながることに加えて、観光や産業分野などを含めた**都市全体の活力向上に結びつく大切な取組み**であることを、私たち（市民・事業者・行政）**皆で共有する**ことを目的として策定しました。また、景観ビジョンをきっかけに、**私たちが協働して景観づくりに取り組む**ことを目指します。

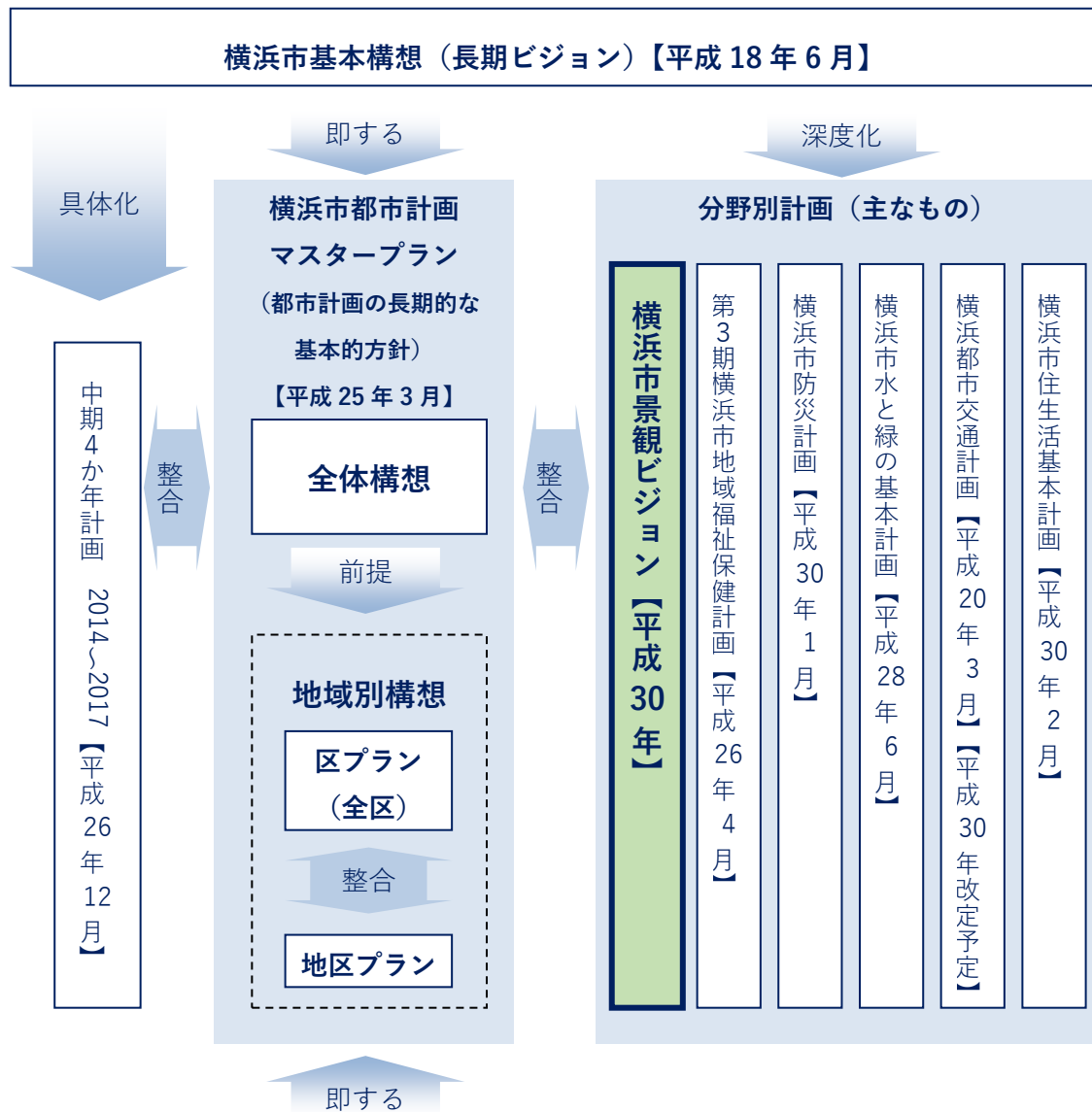
（２）景観ビジョンの役割

横浜市は面積・人口ともたいへん規模が大きく、地域によって景観の特徴やまちづくりの課題などが異なります。また、今後の景観づくりにおいては、現在の景観の特徴をいかしていくことに加えて、新しく街の個性となる景観を創り出すことも重要だと考えています。そのため、景観ビジョンでは**具体的に目指す景観の将来像はそれぞれの地域で考えていくものとし、地域ごとの景観づくりにおいて考慮すべきことがらを「景観づくりの方向性」として示しています。**

また、景観づくりにより形成された**良好な景観は将来的にも横浜の価値を高める大きな財産**となり、私たちへ還元されます。景観ビジョンは「良好な景観が私たちに豊かにし、横浜全体を豊かにしていく」ことを広く伝え、**私たち皆で景観づくりに取り組むことを促します。**

2 景観ビジョンの位置づけ

横浜市景観ビジョンは、横浜市における景観行政全体の指針です。景観ビジョンをふまえて横浜市景観計画の策定や都市景観協議地区の指定などを行っており、横浜市の景観に関する分野別計画として景観に関する制度の策定、改正、運用の際の方向性を示します。



- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市再開発の方針
- 住宅市街地の開発整備の方針
- 防災街区整備方針

図：横浜市景観ビジョンと関連計画との関係図（平成 30 年 6 月）

景観ビジョンは良好な景観の維持保全・形成に関わる指針であり、景観行政分野の上位計画として「横浜市中期 4 か年計画」や「横浜市都市計画マスタープラン」と整合を図ります。

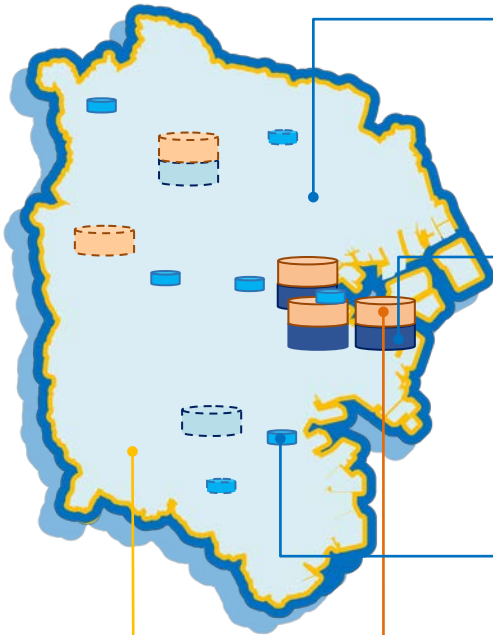
横浜市景観ビジョン
(景観づくりの指針)

・ 景観法

- ・ 景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
(都市計画法、建築基準法、屋外広告物法等の一部改正)
- ・ 都市緑地保全法(都市緑地法に改称)等の一部を改正する法律

↓ 方向性を示す

↓ 基づく



横浜市景観計画

- ・ 良好な景観の形成に関する方針
- ・ 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
(斜面緑地における開発行為に関する景観計画)
- ・ 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針

- 良好な景観を形成する地区(景観推進地区)に
応じた制限 3 地区
(関内、みなとみらい 21 中央、みなとみらい 21 新港)
- ・ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件
の設置に関する行為の制限に関する事項
- ・ 景観重要公共施設の整備に関する事項

地区計画等の区域内における建築物等の形態
意匠の制限

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例
(景観条例)

- ・ 都市景観協議地区 3 地区(平成 29 年現在)
(関内、みなとみらい 21 中央、みなとみらい 21 新港)
- ・ 特定景観形成歴史的建造物
- ・ 横浜・人・街・デザイン賞

※現在指定されている 3 地区の景観推進地区と都市景観協議地区は、それぞれ同じ範囲を対象としており、景観推進地区に応じた制限と都市景観協議地区の協議内容について地区ごとにまとめた「都市景観形成ガイドライン」があります。

引き出し線をデザイン委託で修正

図：横浜市における主な景観施策の関係(平成 30 年 4 月)

横浜市は、日本初の総合的な景観に関する法律である「景観法」の制定を契機として、平成18年に「**横浜市景観ビジョン**」と「**横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例**」（以下、**景観条例**）を施行しました。その後、横浜市全域を対象とした「**横浜市景観計画**」（以下、**景観計画**）で景観に関する規制や必要な手続きを定めています。

景観ビジョンは、景観計画の見直しや、景観条例の改定、当該景観条例に基づく都市景観協議地区及び行為指針等の改定及び新規指定、景観法に基づく「地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限」の策定などの際に参照すべき指針です。

景観緑三法の施行に伴い景観に係る法律の一部が改正されたことをうけ、横浜市で既に運用していた関係法律やこれらに基づく条例等も改正しました。景観計画の一部を**都市計画法の開発許可の基準**とし、開発行為の中で制限を設けました。屋外広告物法に基づく「**横浜市屋外広告物条例**」において、景観計画に定められた事項への適合を必要としています。都市緑地保全法が都市緑地法に改称され、緑関係行政との連携もはかられました。また、景観計画区域内の良好な景観形成に重要な建築物及び工作物を特定景観形成歴史的建造物制度として指定する場合には、指定された建築物について建築基準法の規定による制限を緩和することができます。景観ビジョンはこれらにも関係する指針となっています。



景観計画と景観条例に基づき、色彩等の調整を行っている
西区みなとみらい21 中央地区と中区みなとみらい21 新港地区の街並み



中区 山下公園（水辺・広場／眺める・集う／ロマンチックな）

1

第1章

横浜の景観づくりと課題

- 1 景観づくりの系譜
- 2 景観づくりをとりまく状況と課題
- 3 景観ビジョンの改定について

1 景観づくりの系譜

～都市デザインから景観制度へ～

横浜市では景観法施行前から、都市の機能性や経済性ととともに、美しさ・楽しさなどの美的価値・人間的価値のある街を目指して「都市デザイン」という手法でまちづくりを行ってきました。すなわち、まちづくりに、「景観づくり」も意識した「都市デザイン」の手法を取り入れることにより、現在の横浜の代表的な景観の骨格を形成してきました。

現在までつくられた代表的な景観を守り、いかしながら、さらにより良い景観をつくるために、景観施策の制度を整備し、運用しています。

① 大規模プロジェクトにおける、都市デザインによる人間的で美しいまちづくり

1960年代後半、高度経済成長期の急激な人口増に伴って生じた道路や鉄道、住宅地の不足などの様々な都市問題に対して、横浜市では六大事業と呼ばれる大規模な公共事業を打ち出しました。六大事業では都市問題への対処的な整備にとどまらず、都市の機能性や経済性ととともに、**美しさ・楽しさなどの美的価値・人間的価値のある街を目指す「都市デザイン」の手法**を取り入れることで、**個性と魅力のある都市空間を形成**してきました。この取組みは**従来の縦割り組織を超えた、様々な部署からなるプロジェクト方式**により推進し、その結果、みなとみらい 21 や横浜ベイブリッジなど、**今日の横浜を代表する魅力的な景観が数多く形成**されました。

また、市域の約 25%（当時）に及ぶ市街化調整区域の指定や、宅地開発要綱の制定により無秩序に行われていた開発行為が規制されたことで、まとまりのある緑地や農地が現在も残り、憩いや安らぎを与える景観資源となっています。

六大事業において実践された都市デザインの例

- ・ 高速道路の地下化による景観配慮
- ・ 港北ニュータウンにおける歩車分離、グリーンマトリクス
- ・ 金沢シーサイドタウン住宅地デザイン
- ・ ベイブリッジのデザイン調整
- ・ みなとみらい 21 のスカイライン調整
- ・ 横浜市営地下鉄の駅デザイン

② 行政と地域（市民・事業者）の協働による都心部を中心とした景観づくり

大規模なプロジェクトの推進と並行して、横浜市では都心部の魅力づくりに力を入れ、山下公園や臨港パークなど都心臨海部のウォーターフロントの整備や、くすのき広場や大通り公園

の整備による緑の軸線の形成など、横浜最大の魅力である海と緑を活用した都心臨海部の景観をつくってきました。併せて1970年代からは街づくり協議地区や山手地区景観風致保全要綱等による街並みの誘導や、港へ歩行者を誘導する絵タイルを歩道上に埋め込んだ「都心プロムナード事業」などによる関内地区を中心とした魅力的な歩行者空間の形成を行いました。

これらの行政主体の取組が評価されたことにより、中区の馬車道や元町などの**商店街**においても、**地域（市民・事業者）が主体的に取組むまちづくりが展開**されました。**行政・地域双方から問題提起し、協議や実験などを通してまちづくりが進められ**、公共空間の整備と地域独自の街づくり協定を組み合わせる手法などにより、地域の個性や魅力のある景観がつけられてきました。

行政主体による取組み	地域（市民・事業者）主体による取組み
・くすのき広場整備 ・都心プロムナード事業 ・山下公園通り整備 ・山手地区景観風致保全要綱	・馬車道商店街再整備、街づくり協定締結 ・イセザキモール（歩行者専用道）整備 ・元町商店街整備、街づくり協定締結
・大通り公園整備 ・開港広場整備 ・街づくり協議地区 - など	など

③ 様々な主体・手法による景観づくりの広がり

都心部の街並みや歩行者空間整備を中心に行われてきたまちづくりは、次第にその範囲や手法を広げていきました。1980年代からは「**区**」を単位に**地域の魅力ある空間づくり**に取り組みました。市民や来街者が利用する駅前や区庁舎周辺、道路、公園などの公共空間は、横浜の景観を強く印象付けるものとして、公共サインのデザイン開発や事業者と協力した実験的な取組など、公共空間の質を高めるための総合的な演出を行いました。

当初は行政の事業を主導に、行政の呼びかけに応じて市民がまちづくりに参加していましたが、やがて**市民自らが地域の魅力づくりにつながる活動を展開する**ようになっていき、横浜市では地域のまちづくりを支援する制度を拡充していきました。

また、関内の近代建築、山手の西洋館、郊外部の古民家、土木産業遺構などの横浜らしさの要素となっている**歴史的景観資源の保全活用**のため、1988（昭和63）年に「歴史を生かしたまちづくり要綱」を制定しました。**所有者や市民、専門家などと協力して**歴史的建造物の保全活用を行うとともに、文化財制度とも連携しながら、まちづくりの中で歴史的景観を保全する取組を進めています。

郊外部における展開	手法の展開
・区の魅力づくり基本調査 ・水と緑と歴史のプロムナード事業 ・よこはま市民まちづくりフォーラム ・地域まちづくり推進条例 - など	・歴史を生かしたまちづくり要綱制定 ・ライトアップ・ヨコハマ ・日本大通りオープンカフェ社会実験 ・地区計画の活用（みなとみらい21中央地区など） - など

④ 景観形成手法の確立～景観ビジョン策定と景観条例の施行～

2004（平成 16）年、景観づくりに関する日本初の総合的な法律である「景観法」の施行を契機に、それまでまちづくりの中で景観づくりに取組んでいた横浜市においても、改めて景観づくりの施策体系を整理しました。2006（平成 18）年には「**景観ビジョン**」の策定と「**景観条例**」が施行され、景観ビジョンには概ね平成 23 年を目標とした行政の取組みを掲げ、実行してきました。（次頁の表参照）

2008（平成 20）年には、景観法に基づく「**景観計画**」を施行しました。横浜市全域を対象に斜面緑地における開発行為に関する景観計画を定めたほか、地区に応じた良好な景観を形成する地区（景観推進地区）を指定し、行為制限や必要な手続きについて定めました。地区によっては屋外広告物の規格を定め、屋外広告物の表示・掲出等の制限を定めました。

また景観条例に基づき、魅力ある都市景観の創造が特に必要とされる区域について**都市景観協議地区**を定め、地区内において魅力ある都市景観の形成に影響を与えると認められる行為（都市景観形成行為）をしようとするときには横浜市と協議（都市景観協議）をすることを求めています。都市景観協議は、一定の行為に対して、景観計画などによる基本的・定量的なルールによる統一的な景観づくりだけでなく、話し合いを通じて様々なアイデアを出し合い、魅力と個性ある質の高い景観づくりを行うしくみを行政の手続きとしても位置付けたものです。

2011（平成 23）年には地域の良好な景観の形成に重要である樹木を市長が指定し、樹木の維持保全を義務付ける「景観重要樹木」の横浜市第 1 号として、中区日本大通り沿いのイチヨウ並木（65 本）を指定しました。

2013（平成 25）年には景観条例の一部を改正し、魅力ある都市景観の創造を推進する上で特に重要な歴史的建造物を指定することができる「特定景観形成歴史的建造物制度」を新設し、2016（平成 28）年には特定景観形成歴史的建造物第 1 号として旧円通寺客殿（旧木村家住宅主屋）を指定するなど、景観に関する制度は多様化しています。

写真等を追加

写真等を追加

■創造的協議とは

横浜市では、市内においてはプロジェクト方式による部署を超えた協議を積み重ね、横浜市の景観の骨格を形成する大規模プロジェクトを進めてきました。また、制度が確立されていない時代においても、市民や事業者とよりよいまちづくりのためのアイデアを出し合い、時に新たに手法を生み出しながら、地域ごとに特色ある景観をつくってきました。また、一定の行為に対しては、事業者と横浜市との間で協議を行い、提案を相互に出し合いながらより質の高い景観をつくることを制度としても位置づけ、運用しています。

このように、**私たち市民・事業者・行政が共に議論することにより、具体的な場所における横浜らしい景観や共通の目標を設定し、様々なアイデアを出し合いながら、魅力と個性ある質の高い景観づくりを行う手法を「創造的協議」と呼びます。**

この「創造的協議」の手法そのものが横浜の景観づくりを行う上での最大の特色といえ、今後も横浜市は、「創造的協議」による景観づくりを進めていきます。

2 景観づくりをとりまく

状況と課題

1. 景観ビジョン（平成 18 年）策定以降の行政の取組み

横浜市平成 18 年に策定した景観ビジョンでは、当面取り組む主な施策について示し、これに基づき様々な景観施策を実施してきました。

2006（平成 18）年策定の
景観ビジョン冊子表紙



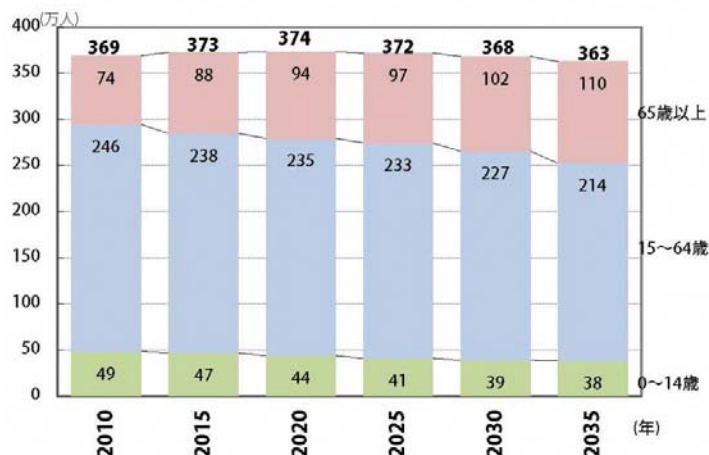
■景観ビジョン（平成 18 年）に示された主な行政の取組み

主な取組み	主な成果・実績等
1 規制・誘導	
（１）基本的なルールの策定	○景観法に基づく景観計画の策定 ○斜面緑地における開発行為に関する景観計画策定 ○屋外広告物の設置基準（屋外広告物条例）策定 など
（２）創造的なルールの策定	○景観条例に基づく都市景観協議地区の指定 ○ガイドライン（以下、GL）の策定
その他	○景観重要樹木の指定 ○美しい港の景観形成構想の策定
2 景観づくりに関する事業の実施と調整	
（１）歴史的・文化的 建造物保全事業	○横浜市認定歴史的建造物の指定 ○歴史的景観保全活用事業 など
（２）都市景観の演出事業	○歴史的建造物のライトアップ ○日本大通りの活性化（オープンカフェ等） など
（３）公共施設のデザイン調整	○金沢八景駅周辺 ○新市庁舎デザインコンセプトブック作成 など
3 良好な景観づくりを支える市民意識等の醸成	
（１）市民活動との協働	○地域まちづくり推進条例等に基づく協働 ○景観まちづくり学習の取組み など
（２）良好な景観形成に対する表彰	○横浜・人・まち・デザイン賞 ○横浜サイン賞 など
（３）景観に関する情報提供・意見募集	○景観に関する市民意識調査 など

2. 社会状況の変化

(1) 人口減少、人口構造や家族構成の変化／コンパクトシティへの転換と都市施設の老朽化

横浜市の人口は 2020（平成 32）年をピークに減少が見込まれており、少子高齢化はすでに始まっていると言えます。同時に、面積・人口ともたいへん規模が大きい横浜市において、地域ごとの人口減少・少子高齢化に格差ができることも予想されています。また、高度経済成長の人口急増にあわせて整備された都市施設は、老朽化のため更新の時期をむかえています。



図：横浜市の将来人口推計値
（年齢3区分人口、横浜市政策局政策課HP）



(2) 活発な市民主体のまちづくり活動、 地域ごとの魅力と個性の継承と創出

人々の価値観や生活スタイルはますます多様化し、様々な課題やニーズが出てきています。一方で、地域らしさを形成する市民主体のまちづくりが広がってきており、それぞれの地域の状況にあわせた取組みが進められています。また、地域に根ざしたもの以外にも、好きなこと、興味のあるテーマ等を中心とした活動が広がっています。

図：地域まちづくりの推進地区
（横浜市都市計画マスタープランより、2012（平成 24）年 3 月末時点）

3. 景観をめぐる市民意識

(1) 横浜の魅力に関する調査

横浜市では2012（平成24）年に、横浜市内の施設・イベントの認知率や横浜の魅力などに関する意識調査を行いました。

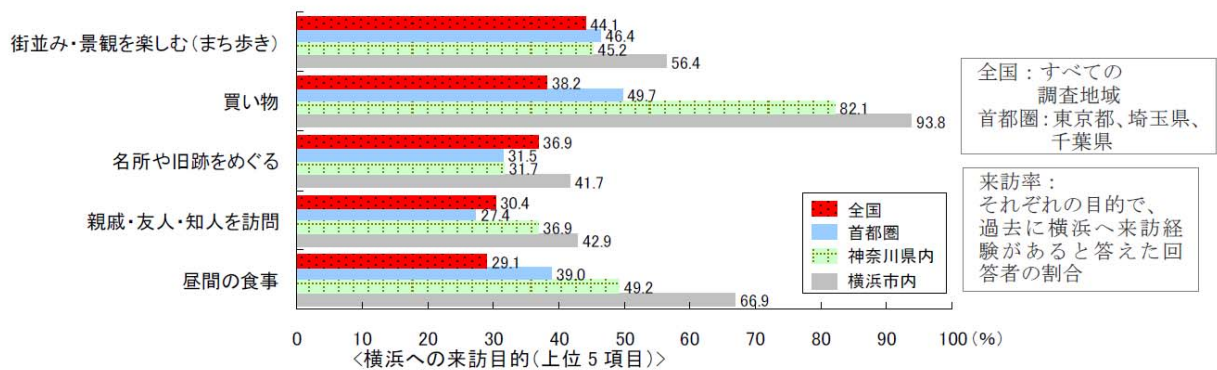
調査対象	16～79歳の一般男女
調査地域	全国 47 都道府県（横浜市、神奈川県（横浜市除く）、東京都、埼玉県、千葉県、静岡県、栃木県、群馬県、茨城県、北海道エリア、東北エリア、中部エリア、北陸エリア、近畿 エリア、中国・四国エリア、九州・沖縄エリア）
調査方法	インターネット調査
調査期間	2012（平成 24）年 8 月 31 日（金）～9 月 10 日（月）
サンプル数	5,963 人（横浜市：各区 50 人以上、その他地域：300 人以上）
集計方法	各地域の人口構成比に合わせて集計を実施

（横浜市文化観光局横浜魅力づくり室実施）

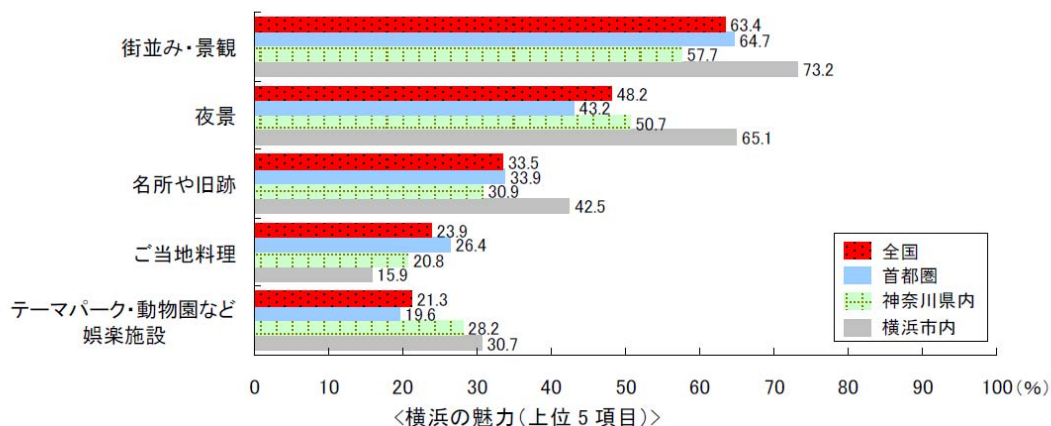
調査の結果から、景観について次のことがわかりました。

- ・全国では、横浜への来訪目的として「街並み・景観を楽しむ（まち歩き）」が最も高い。
- ・すべての居住地において、横浜の魅力としては「街並み・景観」が最も高い。

■横浜への来訪目的（複数回答）



■横浜の魅力（複数回答）



(2) 景観に関する市民意識調査

景観条例制定から約 10 年が経過したことを踏まえ、市民は横浜の景観をどう捉えているのか、市民アンケート「横浜の景観に関する市民意識調査」を実施しました。

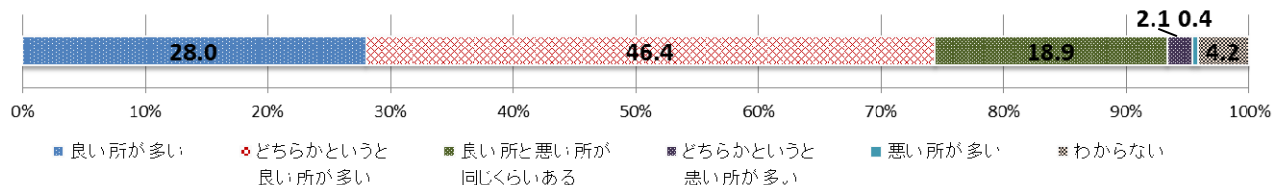
調査方法	インターネット調査
調査対象	横浜市居住者、20 歳以上のネット調査会社の登録者
調査期間	平成 29 年 1 月 13 日（金）～1 月 20 日（金）
サンプル数	1000 人（10 歳ごとの階層、東西南北※ ¹ で均等回収）
主な調査項目	・市内全域の景観 ・お住まいの区の景観 ・景観に関する取組み など

※ 1 東（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区） 西（保土ヶ谷区、旭区、戸塚区、泉区、瀬谷区）
南（港南区、磯子区、金沢区、栄区） 北（港北区、緑区、青葉区、都筑区）

（横浜市都市整備局景観調整課実施）

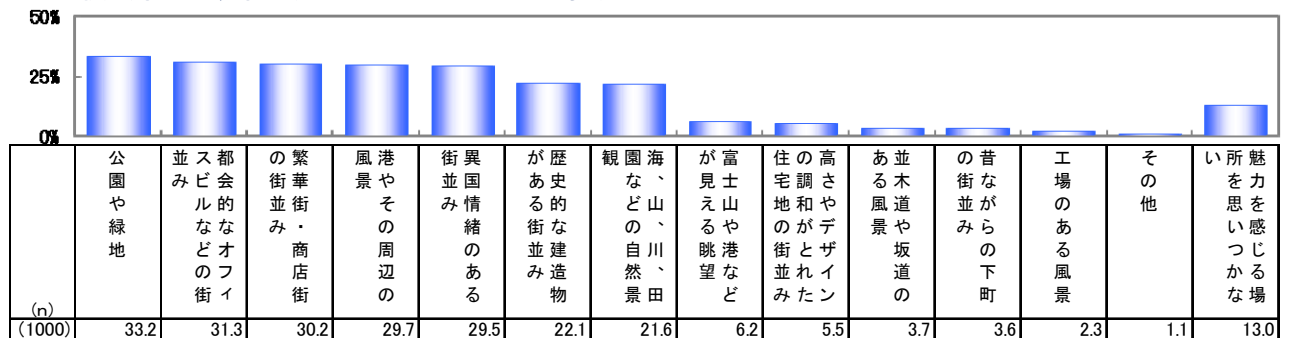
アンケートの結果より、次のような景観に対する評価が見て取れます。

■横浜市全体の景観への評価

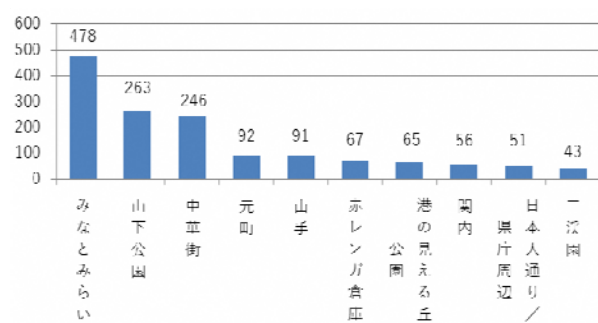


- ・ 約 7 割の市民が現在の横浜市全体の景観について良い所が多いと感じている。

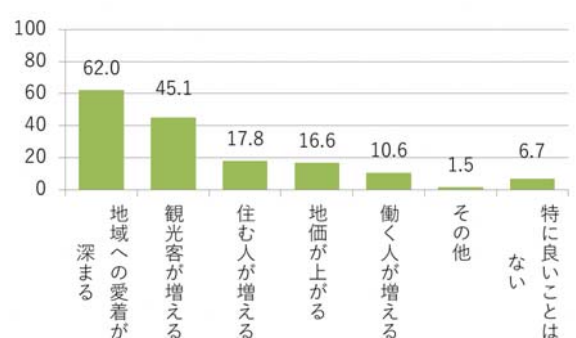
■横浜市内で、特に魅力と感じられている景観



■横浜市内で、特に魅力と感じられている景観として思い浮かぶ具体的な場所

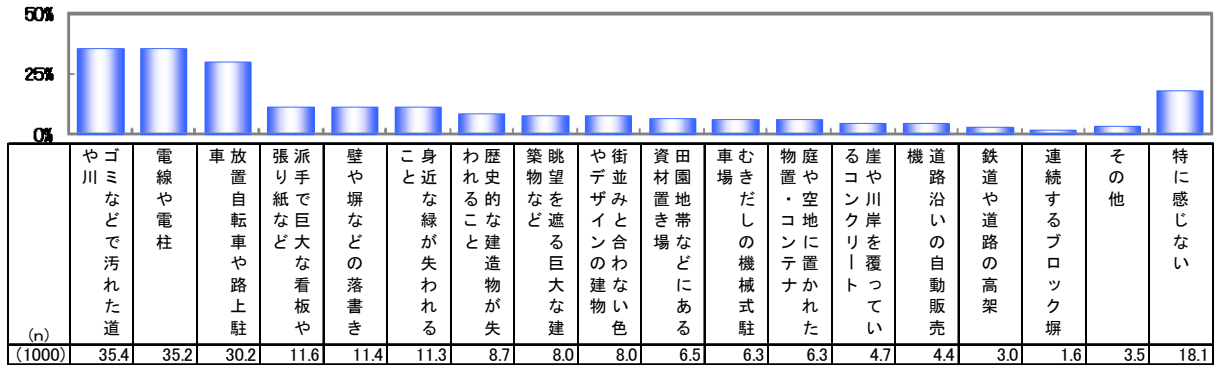


■横浜市の景観が良くなることで、どのような効果・影響が望まれているか



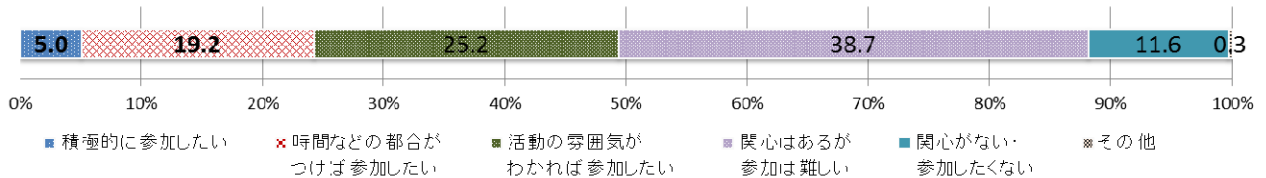
- ・多くの市民は「市内でも特に魅力を感じる景観」として公園や緑地、都会的なオフィス、繁華街・商店街などの街並みをあげている。これらを具体的にイメージする場所として山手～関内～みなとみらい 21 地区に至る都心臨海部一帯の施設をあげていることから、横浜市の発展の中で作られた**都心臨海部の景観に魅力を感じている**。
- ・横浜市の景観が良くなることで地域への愛着が深まると思っている市民は多い。

■現在の横浜市内で、特に問題だと感じる景観



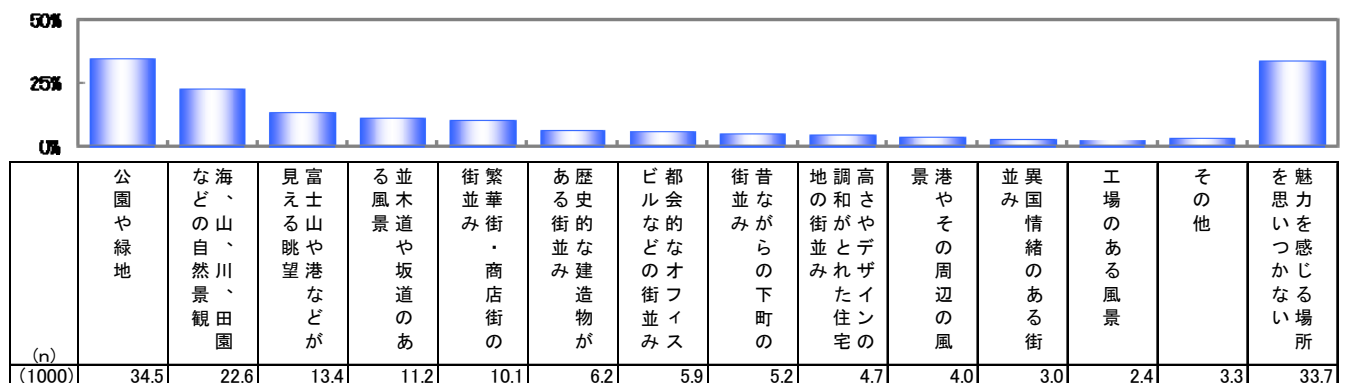
- ・ゴミなどで汚れた道や川、放置自転車や路上駐車、壁への落書きなどモラルの低下によって問題と感じる景観が生じていると考えられる。また、電線や電柱、派手で巨大な看板や張り紙、身近な緑が失われることなど、**身近な場所における景観が問題に感じられている**。

■景観を守り、より良くするための活動に参加したいか



- ・約半数の市民が、景観を守り、より良くするための活動に概ね参加したいと考えている。

■住んでいる区で特に魅力を感じる景観



- ・3割以上の市民が、住んでいる区に魅力を感じる場所を思いつかないと感じている。
- ・公園や緑地、海、山、川、田園などの自然景観が、身近な景観として評価されている。

4. 景観づくりの課題

(1) 景観づくりをとりまく状況から見た課題

これまで、私たち（市民・事業者・行政）が協働しながら、長い年月をかけて、豊かな水・緑と歴史的建造物や先進的なまちづくりが織りなす景観づくりを進めてきました。その取り組みの結果として、今ある都心臨海部を中心とした**景観は横浜の特徴かつ最大の魅力として評価され、多くの観光客を呼び寄せ、市民の愛着も育んでいます。**

一方で、身近な場所における景観について、現状の満足度は低いものの、景観を良くすることで地域への愛着が深まる可能性が高く、またその活動に参加したい市民も多いことから、**市民の誇りや愛着の醸成に向けて、様々な資源をいかし、協働して地域の身近な景観づくりを進めていくことが重要になっています。**

横浜市においても人口減少や高齢社会の時代を迎え、地域におけるまちづくりの担い手不足など、地域活力の低下等が懸念されています。また、産業構造の変化やグローバル化による世界規模の競争社会の中で、他都市に対しての独自性や優位性が望まれています。今後、人口構成や産業構造の変化などに対応し、集約・再生型のまちづくりが必要となることが想定される中、市民生活の豊かさや観光振興・企業誘致の観点からも「選ばれる都市」になるために、景観づくりの果たす役割はますます大きくなっています。**市民や事業者の創意工夫や既存ストックをいかしながら、景観面からも更なる魅力づくりや課題解決の取り組みを進めていく必要があります。**

(2) 景観制度の運用から見た課題

市民・事業者・行政による景観に関する協議の場が増える中、**協議の前提となる考え方が共有されていないことや、景観に関する具体的な計画のない場所で新たな景観の方向性を考えることの難しさ**が課題として挙げられます。

3 景観ビジョンの改定について

1. 景観ビジョンの改定

2006（平成 18）年に景観ビジョンを策定し、景観制度の確立など当初の目的は一定程度達成しました。2013（平成 25）年には上位計画である「横浜市都市計画マスタープラン全体構想」が改定され、「横浜市水と緑の基本計画」「横浜市住生活基本計画」などの景観ビジョンと関連する分野別計画も改定されました。

景観ビジョン策定から 10 年がたち、社会状況の変化や市民意識調査により、横浜市を豊かにするためにますます魅力的な景観づくりを行う必要性が高まっています。そして、質の高い景観づくりを行うためにも、景観制度の運用上の課題に対応する必要があります。

このような状況を踏まえ、横浜市景観ビジョンを改定しました。なお、景観形成は長期的なビジョンを持つことが重要なため、「第 3 章 景観づくりの方向性」「第 4 章 景観づくりに関する取組み」の目標年次を概ね 2040 年と定めます。

2. 改定にあたって

これまでの位置づけを維持しつつ、次の点を重視して景観ビジョンの改定を行いました。

- ① **「創造的協議」による質の高い景観づくりを進めるため、景観制度の運用状況に合わせて共有すべき考え方をわかりやすくまとめました。**具体的には、テーマごとに示していたポイントを「横浜らしい景観をつくるポイント」として整理しました。また、景観の捉え方や「地域の景観に大きな影響等を与えるものを計画する際に求められる視点」を「景観を考える際の基本的事項」としてまとめました。
- ② 市民や事業者の創意工夫をいかしながら、**地域特性に応じたきめ細かい身近な景観づくりを進めるため、市民や事業者が具体的な取組みを行う際に、その対象地と似たエリアが見つかるよう、「地域ごとの景観づくりの方向性」を断面図で示しました。**
- ③ 「創造的協議」による質の高い景観づくりと、地域特性に応じたきめ細かい身近な景観づくりを実践するために、**創造的協議による景観づくりの実践例**と市民が取組んでいる**身近な景観づくりの事例**を「**景観ビジョン実践ガイド**」としてまとめ、事業者が行政と協議する際に参考になる事例や市民が景観づくりに取組むためのヒントを記載しました。

2

第2章

景観を考える際の基本的事項

- 1 景観と景観づくり
- 2 景観づくりの意義
- 3 市民・事業者・行政の役割
- 4 景観の将来像を考える手がかり

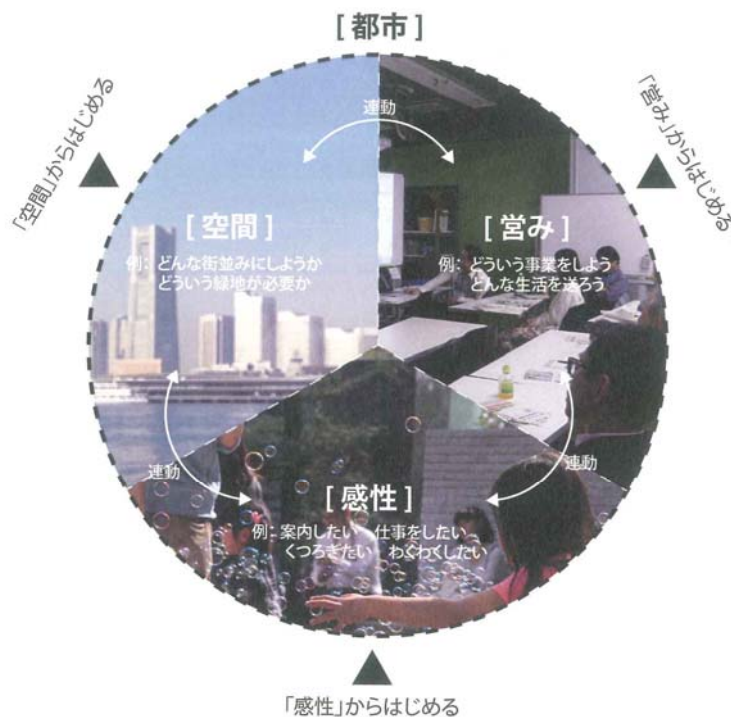
1 景観と景観づくり

生き生きとした人々の暮らしが目に見えてあらわれる景観は、横浜という都市の多様な魅力と個性を創り出しています。「良好な景観」を保全・創出する「景観づくり」を行う上で、人々の生活や活動も意識して進めることが重要です。

1. 横浜における都市の着眼点

横浜市は、長い間都市デザインというまちづくりの手法のなかで景観づくりを行ってきました。2015（平成 27）年、横浜市における都市デザインの考え方をまとめた「都市デザインビジョン」を発行しました。ここでは、様々な人が生活し、建物や道などの都市基盤、海、川、森などの自然環境など様々な要素で構成されている**複合的な「都市」をとらえるには、「空間」「営み」「感性」の3つの着眼点を持つことが重要**と示しています。都市は、地形や植生、道や建物などにより形作られる「空間」だけで構成されているわけではありません。日々の生活や移動、観光、企業活動などの「営み」、さらには、そうした空間において「営み」をおくる際の動機や心地よさ、喜びや楽しみなどの「感性」も加わり、都市は構成されていると考えます。

景観ビジョンでは、この都市の着眼点に基づき「景観」と「景観づくり」をとらえます。



図/都市をとらえる3つの着眼点と、
都市デザインの取り組み方
(横浜市都市デザインビジョン)

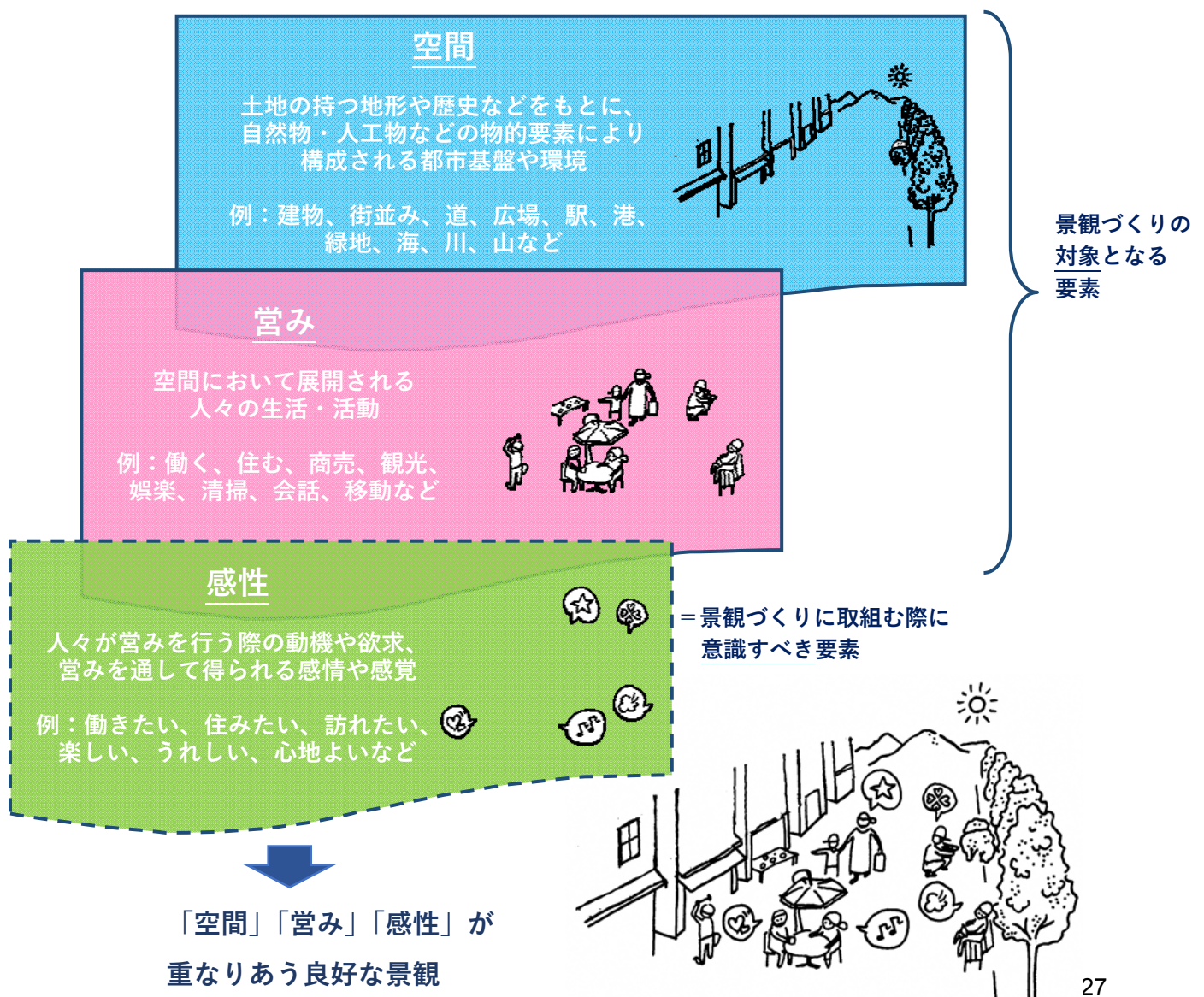
2. 景観と景観づくりの捉え方

景観ビジョンでは、街並みや緑地などの「空間」だけではなく、そこでの人の暮らしや産業といった「営み」が重なり合うことで「景観」が構成されていると考えます。「空間」と「営み」が重なり合い、目に見えるかたちとなってあらわれたものを「景観」としてとらえます。

一般的に「景観」という言葉は風景、景色、眺めなどと認識されることが多いですが、景観法による定義はありません。それは、「**良好な景観**」は**地域ごとに異なる**ものであり、統一的な定義を置くと結果的に画一的な景観を生むおそれがあると考えられているからです。横浜では、横浜らしい、そして**横浜の中でも地域ごとに異なる魅力と個性のある景観**が「**良好な景観**」と言えます。

このような「**良好な景観**」を**保全・創出する手法**を「**景観づくり**」とし、単にすでにある良好な景観を保全することだけでなく、新たに良好な景観を創出することも景観づくりの対象とします。

景観づくりを行う上で**具体的にはたらしかける対象は景観を構成する「空間」と「営み」**です。しかし、そこに住む人、働く人、活動する人の意識や感情を大切にし、人々が感じる「感性」を豊かにしていくことも、魅力と個性ある良好な景観づくりに必要です。横浜という都市で景観づくりを行う上で、「空間」「営み」「感性」が長時間重なりあって横浜らしい景観ができていることを忘れてはいけません。



2 景観づくりの意義

横浜らしい景観は、市民の潤いのある生活環境や街に活力を生み出し、地域のコミュニティを育みます。街全体が元気になることで、中長期的な経済効果や個人の豊かな生活につながるとともに、私たちの横浜への誇りや愛着を強めることにもつながります。横浜らしい良好な景観は「市民力」「創造力」*1が発揮された証であるとともに、魅力と個性ある景観そのものが、これらの力を生み出す源ともなっています。景観づくりの好循環を生み出し続け、横浜を豊かにします。

*1 「横浜市基本構想（長期ビジョン）」において、「市民力（市民の活力と知恵の結集）」と「創造力（地域の魅力と創造性の発揮）」によって「横浜らしさ」を生み出すことを掲げています。

1. 市民生活の質の向上

生活空間における良好な景観は、暮らす人の心に安らぎと潤いをもたらすとともに、自分の街を誇りに思う気持ちを育み、日々の暮らしを生き生きとさせます。良好な景観をつくることは、五感への心地良い刺激となり、都市における生活の質を高めます。



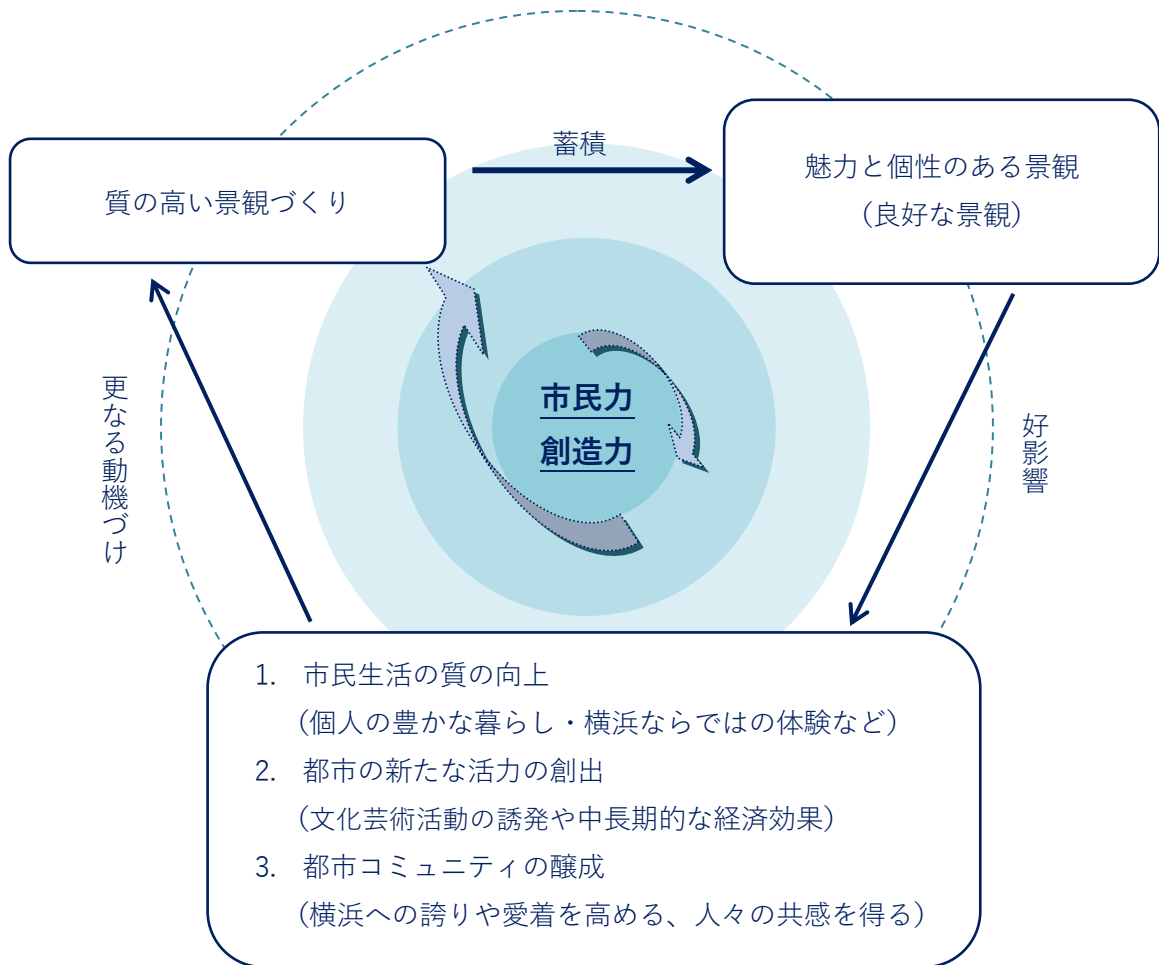
2. 都市の新たな活力の創出

個性あふれる景観は、そこで活動する人の創造力を刺激するとともに、新たな人や活動を招き入れます。また、賑わいや懐かしさを感じさせる景観は、街を訪れる人を温かくもてなします。

良好な景観をつくることは、文化芸術活動の誘発、観光や企業誘致などの経済・産業面などで更なる活力を生み出す原動力となります。



景観づくりによる好循環



3. 都市コミュニティの醸成

良好な景観をつくる過程では、多種多様な担い手関わります。景観づくりの目標の検討や街のルールづくりなどを通じて関係者同士のつながりが強まります。目標とする景観を実現するためには長い年月が必要であり、持続的な活動が求められます。景観づくりを通して、個人の活動から地域社会全体を自主的に運営する主体が創られるきっかけにもなり得ます。

良好な景観が広がると、景観づくりへの共感が得られ、景観づくりへのモチベーションが高まります。良好な景観は私たちが街への愛着や誇り（シビックプライド）を抱くきっかけとなり、これが更なる動機づけとなって、質の高い景観づくりに取り組む好循環を生み出します。

私たちが景観づくりを行うことで、人と人とのつながりを大切にしたコミュニティが育まれ、市民が安心して暮らすことのできる将来のまちづくりに貢献します。

3 市民・事業者・行政の役割

様々な地域の特徴を反映した景観づくりを展開していくためには、「魅力的な景観や街並みは市民全体の財産だ」という認識を共有することが重要です。

その上で、個々の建物や開発をはじめとした様々な行為が地域のルールやマナーを尊重し、地域への心づかいを行うことで、良好な景観は形成されていきます。

個人の建物や玄関前なども「景観を構成する一要素」であり公共性、社会性を有するということ、その集合としての景観は皆で支え合うことによってのみ良好に保ち築いていけるということを、市民・事業者・行政の共通理解とする必要があります。共通認識を持った上で、各々の役割を意識しながら、私たち皆で景観づくりに取り組みます。

1. 市民の役割

市民は地域を活気づける存在であり、一人ひとりの活力や知恵、街の歴史に対する知識や日常生活での心遣いが、横浜らしい景観をつくっていく大きな礎となります。景観は日々の暮らしを通して生み出されています。玄関前に花を植えること、生垣の手入れを行うこと等、市民は個人からできる身近な景観づくりの担い手です。また、地域のことを一番よく知っている市民が集まり、個の力がコミュニティになることで大きな力となります。市民自らが主体となって景観づくりに取り組むことにより、各地域の多様な景観を一層魅力的なものにすることが期待されます。



2. 事業者の役割

事業者は、扱う事業の規模が大きい場合があり、景観に対して大きな影響を与え得る存在です。建築や開発等の空間整備だけでなく、商業、観光業やイベント業等の企業活動も、街に営みや賑わいを生み、景観に影響を与えます。

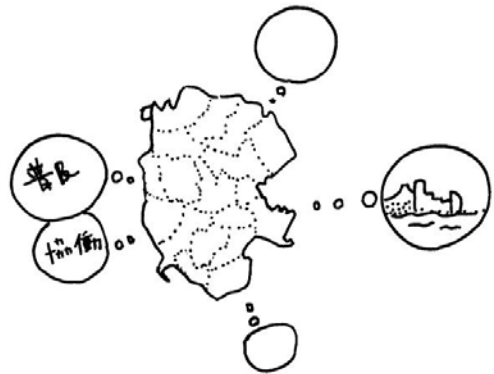
個々の事業を行う際には、地域の歴史や生活、活動、周辺環境等をよく把握し、地域のルールや文脈、場所性を尊重した計画とすることで、地域の一員として地域の魅力づくりに参加することや、事業者ならではの専門性をいかした創造力を発揮することが期待されます。



3. 行政の役割

行政は長期的な視点から街の将来像を提示し、景観づくりの意義を広め、様々な計画や施策によって、全市にわたって景観づくりを推し進めていく役割を担っています。

行政は、自ら行う事業において良好な景観の形成を図るとともに、規制による画一的な景観づくりだけでなく、市民・事業者が主体となった活動と協働して景観づくりを行っていきます。地域のあるべき景観の姿を議論し、その場に合わせた創意工夫を重ねるなど、創造的な協議による景観づくりをさらに推進します。



4 景観の将来像を考える手がかかり

地域の将来について想いを巡らせ、個性的で魅力ある景観の将来像を考えるためには、地域ごとの「地形と歴史」、「都市機能の現況」、「計画上の位置づけ」といった、過去から現在、将来にわたる長期的、広域的な視点を意識することが大切です。

1. 景観の将来像を考えるプロセス

地域の景観を個性的で魅力あるものとしていくためには、その地域における「地形と歴史」、「都市機能の現況」、「計画上の位置づけ」を把握した上で、3章に掲げる「景観づくりのポイント」「地域ごとの方向性」を参考に、地域ごとに景観の将来像を考えることが大切です。

(1) 地形と歴史〈地形と歴史を知り、景観資源を見いだす〉

その土地が元来有する地形・自然などの土地柄と、歴史の中で育まれた暮らし、技術、文化などが生み出す景観は、現在の景観の「背景」と言えるものです。横浜では変化に富む地形の上に、時代ごとにつくられた住宅地や、まとまりのある緑地など、現在の景観につながる資源等が積み重ねられてきました。はじめに、街の生い立ちを知ることが景観を考える手がかかりとなります。

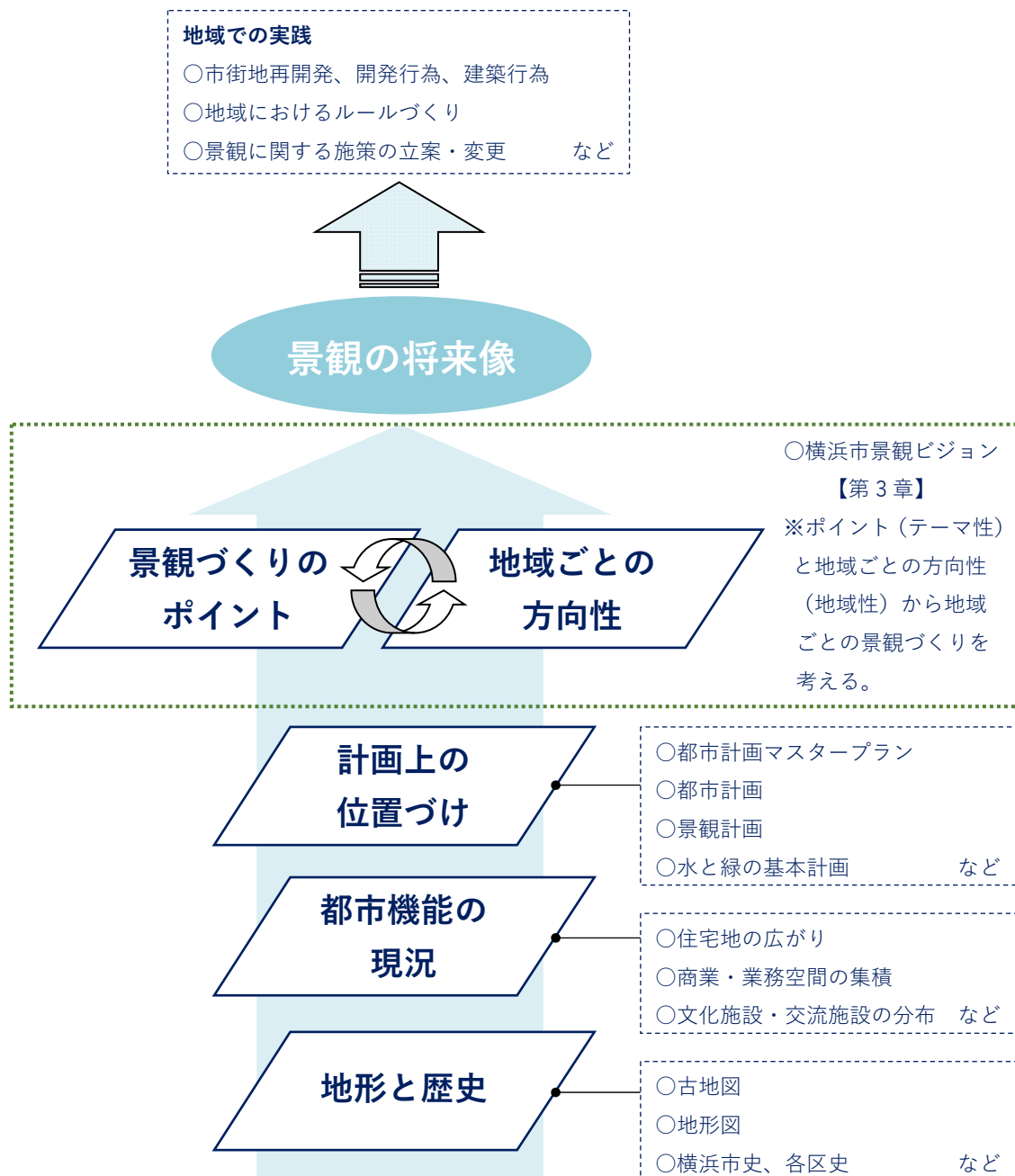
特徴的な地形：丘陵地・台地／谷戸／河川沿いの低地／海岸沿いの埋立地など

歴史を紐解くヒント：歴史的に特徴のある出来事／街の骨格の成り立ち／地域で大切にされてきた場所やお祭り等の営み など

(2) 都市機能の現況〈景観に表れる人々の暮らしや活動（営み）を探る〉

現在の暮らしやそれを支える都市機能が表す景観は、実際に目に見える要素としては最も大きなものです。横浜では、地形や開発の時期、鉄道等の交通機関の立地などに応じて、様々な暮らしや産業が集積・分散し、住宅地、商業地、工業地、緑地等を形づくり、それぞれに人々の暮らしと都市活動に応じた景観が表れています。

都市機能を捉える視点：住宅地の広がり／商業・業務空間の集積／文化施設・交流施設の分布／公共空間の利便性・快適性／継続的に取り組まれている地域活動 など



（３）計画上の位置づけ〈まちづくりの方向性を確かめる〉

行政等による計画上の位置づけによって、特徴的な景観が形づくられる可能性を持った地域があります。例えば、拠点として位置づけられた地域では、そのための都市整備等が行われ、結果的に中心性や象徴性のある景観形成がなされることとなります。

横浜市には、「都市計画マスタープラン」などの総合的な計画から、分野別の計画まで様々なものがあります。そこに描かれた各地区の計画上の位置づけも、景観の将来像を考える上では重要な要素です。

参考となる計画*：都市計画マスタープラン、都市計画、景観計画、水と緑の基本計画など

* 計画の詳細は各部署窓口、又はiマッピーでも確認可

2. 地域の景観に大きな影響等を与えるものを計画する際に求められる視点

地域の景観に急激な変化をもたらし、大きな影響を与えるような行為を計画する際には、周辺景観へ与える影響を配慮しながら、その将来像について慎重に考え、より優れた景観を形成する必要があります。

<大規模な建築行為における景観づくりの視点の例>

横浜市では、周囲の建築物とスケールが異なるような大規模な建築行為等、建築規模や立地条件などにより景観上の影響が大きい行為については「横浜市都市美対策審議会」に付議し、専門家の意見を取り入れながら、事業者と景観に関する協議を進めています。

都市美対策審議会に付議を要する行為については、次のような視点をもって協議を進めています。

■景観に関する計画の決定プロセスについて

- ・計画の早い段階から、景観のあり方を検討すること
- ・様々な案を検討すること
- ・近景・中景・遠景、夜景など、様々な場所や時間における見え方について検討すること
- ・その地域の地形、水や緑などの自然、風土、歴史、文化、周辺建物の特徴などの場所性を踏まえていること

■建築物の配置及び外部空間について

- ・人々の動線や見通し、影の落ち方や風の通り方などに配慮していること
- ・敷地周辺や建物内からの人の流れを把握し、自然な動線計画になっているなど使いやすい空間となっていること
- ・人々の活動が自然に誘発される、しかけ（ハード）やしきみ（ソフト）があること
- ・周辺の植生等の自然条件を踏まえた植栽がなされていること

■建築物の形態・意匠について

- ・大規模な建築物が複数立地する場合には、群として優れた都市景観を形成すること
- ・高さやボリュームによる圧迫感・長大感を軽減するデザインの工夫があること
- ・周辺環境と調和のとれた意匠となっていること
- ・地域のシンボルとなるような事業においては、特に優れた意匠を追求すること

3

第3章 景観づくりの方向性

- 1 横浜らしい景観をつくるポイント
- 2 地域ごとの景観づくりの方向性

1 横浜らしい景観をつくるポイント

第3章では「第2章 景観を考える際の基本的事項」をふまえ、各地域において景観の将来像を考える際の基本的な方向性を示します。

今ある景観と調和しながら、新たな魅力となる「横浜らしい景観」を生み出していくために、景観づくりにおいて今後も大事な事項をポイントとしてまとめました。このポイントは複合的に重なり合うもので、いくつかのポイントを組み合わせた景観もあれば、1つのポイントに特化した景観も考えられます。各地域で大切にしたいポイントを共有して、皆で景観づくりに取組みます。

横浜らしい景観をつくる10のポイント

- ① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成
- ② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり
- ③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり
- ④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり
- ⑤ 身近な生活空間での景観づくり
- ⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり
- ⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観
- ⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫
- ⑨ 屋外広告物の景観的配慮
- ⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

① 街の個性と調和の取れた魅力的な街並みの形成

街並みは所有者や権利者の異なる**建物が連なって形成**されています。建物を建てる際には、その場所の地形や歴史、周辺環境などから**街の個性や街並みの特徴を把握**し、建物外観の色彩や材質、建物高さ、壁面の位置、部分的な意匠、周辺建物との連続性、様々な位置からの見え方や後背地に与える影響等に配慮し、**調和のとれた魅力的な街並み**の形成を目指します。

また、橋梁などの構造物や連続性のある街路樹など、建物以外の**街並みを構成する要素も魅力的なもの**にすることを目指します。特に**公共施設の整備**にあたっては、良好な景観形成に向けた先導的な役割を果たすことを目指します。



② 安全で快適な歩行者空間の景観づくり

歩行者空間は街の景観の重要な構成要素です。歩道と建物敷地が一体となったゆとりある歩行者空間、休息し憩える小広場、美しく誰もが使いやすいストリートファニチャー※の設置、電線類の地中化等による無電柱化、緑陰や彩りを与える緑や花の配置、街への誘導性の配慮、公共サインの整備等によるユニバーサルデザインの推進など、**安全性に配慮**した上で道路状況に応じた**多様な工夫**を行い、**歩行者が安心して心地よさを感じられる歩行者空間**を目指します。

※ストリートファニチャー…街灯・ベンチ・案内サイン・車止めなど、主に歩行者のために道路や広場に設置される街の中の「家具のような」施設の総称



③ 歴史的景観資源の保全と活用による景観づくり

歴史的・文化的価値の高い建造物や史跡、生業や生活により形成された文化的景観は、過去と現在を繋ぐ貴重な景観資源です。都心部の歴史を伝える洋風建築、往時の暮らしぶりを偲ばせる古民家・和風建築や洋館、都市発展の礎となった旧街道・橋梁やトンネル等の土木構造物などは、その全部もしくは一部を魅力的な施設として保全活用していきます。また、時を経て地域のシンボルとして親しみをもたれている建物や記念物なども、地域の個性となる魅力的な景観資源と言えます。これらを保全活用し、地域の景観づくりに生かしていくことを目指します。

さらに、歴史的景観資源の個性を尊重し、歴史的景観資源に配慮した街並みとなるよう、景観的な工夫を目指します。



④ 水と緑の保全・活用と創出による景観づくり

緑の10大拠点など、まとまった樹林地や農地はもとより、川、池、斜面緑地、街路樹、緑道、公園等の都市における水と緑は、人々に潤いと安らぎを与える貴重な景観資源です。港などの水辺空間とまとまった緑の空間を保全し、新たな水と緑の空間の創出を継続的にを行います。

水と緑の空間の質の高い維持管理や空間演出を日常的に行い、街の魅力形成・賑わいづくりにつなげます。自然の恵みと人の営みでつくられた里山、都心臨海部での海への眺望、川沿いの親水広場、地域のシンボルとして親しまれている樹木の保全、身近な緑や花を適切に増やすなど、私たちに潤いと安らぎをもたらす水と緑を身近に感じられる景観づくりを目指します。



緑の10大拠点

(出典 横浜市水と緑の基本計画)



⑤ 身近な生活空間での景観づくり

住宅地や商店街など身近な生活空間で、庭先をきれいに整える、塀を生垣にする、目の前の道路を掃除するといった行動は、周囲に良い影響を与え、良好な景観づくりに発展する可能性を持っています。一方、放置されたごみ、味気のないブロック塀、雑草だらけの空き地、違法駐車や放置自転車など、身近な生活空間における**景観の問題は、私たち一人ひとりの意識や行動が表れた結果**です。**市民一人ひとりができることから行動を始める**ことで、各地域における**景観のルールづくりや身近な課題を地域で解決する取組み**に発展し、良好な生活空間が形成されることを目指します。



⑥ 人々の交流や賑わいの景観づくり

人々が交流し、賑わう姿も魅力的な景観です。街にオープンスペースを広げ、街角や空き地に**憩える空間**を増やすことで、**地域コミュニティの集まる空間づくり**を推進します。建物低層部に楽しい活動の場や商業施設を配置し、外から室内の賑わいが見えるしつらえにするなど、建物内の人々の営みが街へにじみ出る景観づくりを推進します。歩道等を活用したオープンカフェの実施や野外パフォーマンスイベントにより**都市空間を演出**するなど、**人々の交流や賑わいが新たに生み出される景観づくり**を推進します。

また、町内会や地域の**伝統的なお祭りなどを継続**することは、地域の人々が交流する機会をつくり、地域らしさを生みます。地域ならではの伝統的な営みを尊重した景観づくりを行うことを目指します。



⑦ 街の個性を引き立たせる夜間景観

夜間景観は、昼の横浜のイメージとはがらりと変わり、新たな魅力を引き出す重要な景観資源です。特に都心臨海部での夜間景観やライトアップされた歴史的建造物は、横浜を代表する景観です。街灯や建物の玄関照明などは**夜の歩行者に安心感**を与えるとともに、**灯具のデザインや光の色の調和**をとることで、**日常的に夜の街の雰囲気**を演出することができます。昼だけでなく夜の街並みについてもさらに魅力的になるよう、**地域の個性を引き立たせる印象的な夜間景観**づくりを目指します。



⑧ 周囲に比べ、高さや大きさのある建築物の景観的工夫

空を感じられる開放的な景観は私たち皆の**共有物**です。周囲に比べ高さや大きさのある建物を計画する際には、その土地の特性や様々な位置からの見え方などを十分に考慮し、建物の高さや大きさを含む**形状について検討**します。

さらに、総合的に**周辺環境に配慮**し貢献する計画を目指します。洗練された形態意匠、ゆとりある空地、身近に感じられる緑、賑わいの創出、地域で親しまれている施設や大切にしている景観の保全など、その地域で生活する人や計画する建物を使う**人々にとってより魅力的**になるよう景観的な工夫を行うことを目指します。



⑨ 屋外広告物の景観的配慮

街にあふれる大規模な屋上看板や袖看板などの屋外広告物は、建物と同様に街並み景観に大きな影響を与えます。屋外広告物の**意匠・形態・色彩等**について景観的な配慮がなされることを目指します。また、特に街の景観に影響を与える映像広告等については、その内容についても景観的な配慮がなされることを目指します。

一方で、**デザイン性が高くその場所の雰囲気によく調和した屋外広告物**は、街をより個性的で魅力あふれるものにする力を秘めています。このような**街の魅力**となる広告物を推奨し、よりよい景観を目指します。



⑩ 想像力がかきたてられ、物語性が感じられる景観づくり

美しく整った景観は「良好な景観」の第一歩ですが、必ずしも「魅力的な景観」であるとは限りません。**その土地、その場所にまつわる歴史や文化、人々の交流や賑わう姿は、重要な景観の要素**です。これらの景観要素を総合的に生かすことにより、**街の過去の姿や街で営む人々の物語が想像できるような、物語性が感じられる景観づくり**を目指します。



2 地域ごとの景観づくりの方向性

横浜には地域ごとの歴史や風土、文化や伝統、人々や暮らし、技術や制度などを背景として形づくられてきた多様な景観がひろがっています。景観ビジョンでは、これらの背景をふまえ、今までつくられてきた景観を軸に、横浜全域を景観的特徴で分類した「横浜の景観構成図」を示します。さらに、分類したエリアの景観がイメージできる断面スケッチと、今後目指す景観づくりの方向性をまとめています。景観づくりに取組む地域に近い場所を参照することで、目指したい景観や身近な景観を考える手がかりとなります。

1. 横浜の景観の特徴

都市として広大な横浜の景観的特徴は、地形、歴史、都市機能、計画上の位置づけなどから大きく**6つのエリア**に分類できます。横浜ではモザイク状に景観が混ざりあい、それぞれのエリア内においても地域ごとに様子は異なります。また、面的なエリア以外に幹線道路や鉄道、河川などのように線的に地域をつなぐ景観要素もあり、多様な景観要素を有していることは横浜の景観の特徴といえます。

臨海部

主に海に面した埋め立てにより産業立地が進められてきたところで、工業・物流などの用途を中心としたエリアです。

都心部

開港以来、震災・戦災などで大きく街が変化してきた都心臨海部と、内陸部の新横浜都心からなり、商業・業務などの様々な機能が高密度に集積しているエリアです。

高密度な既成市街地

概ね環状2号線より海側の高度経済成長期以前から市街化が進んでいたところで、昔ながらの商店街などを中心としながら住宅地がひろがるエリアです。

郊外駅前および周辺

郊外部の駅を中心として開発が進められてきたところで、生活を支える商業や業務機能が集積した街の顔となるエリアです。

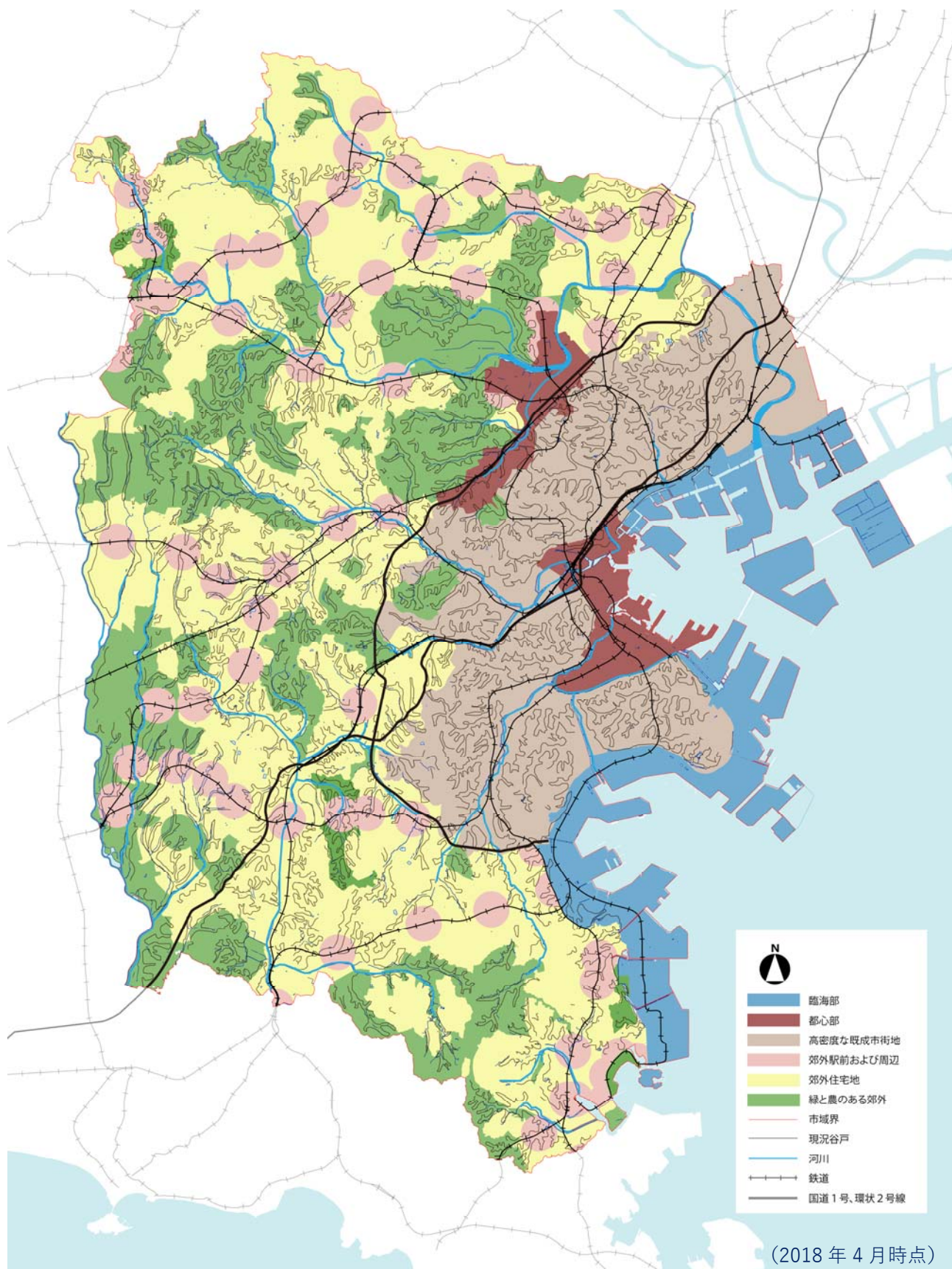
郊外住宅地

郊外部の丘陵・台地を計画的に開発してつくられてきたところで、まとまりのある緑地を残しながら、戸建住宅地や集合住宅団地などがひろがるエリアです。

緑と農のある郊外

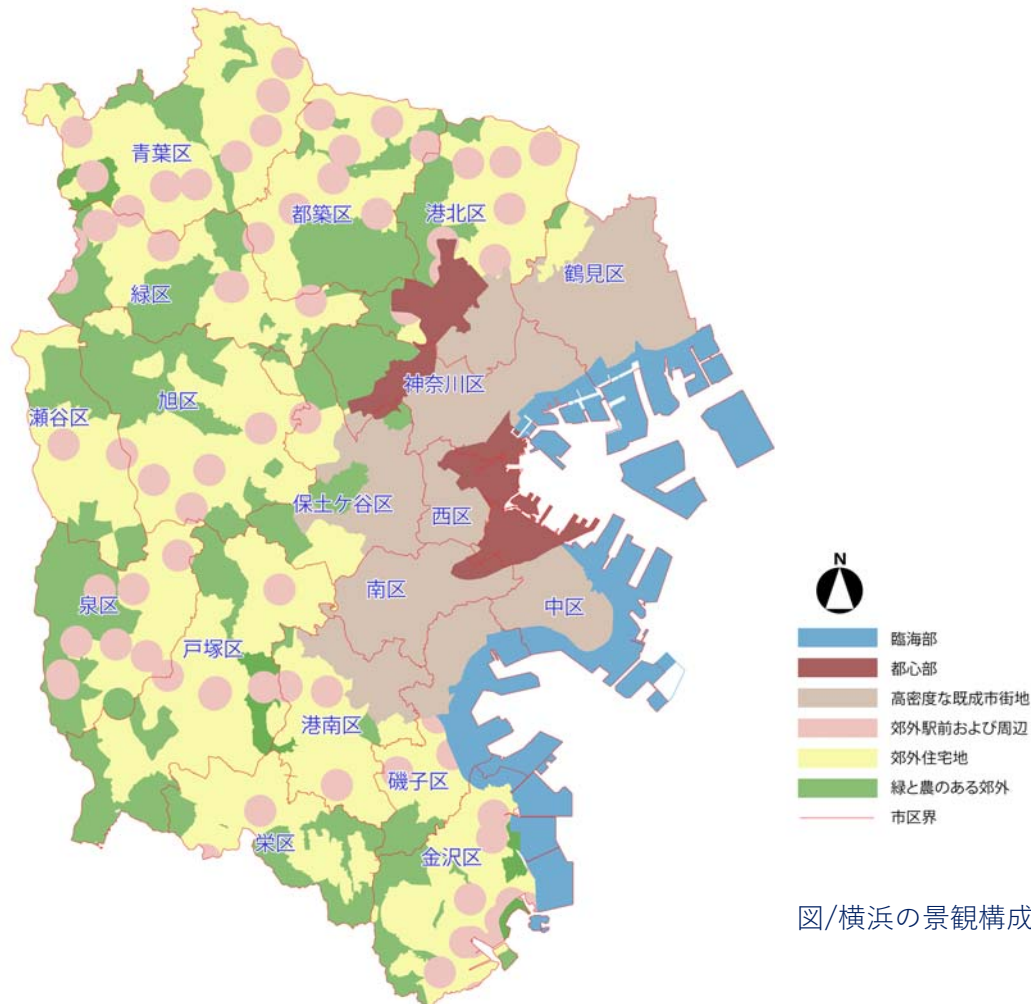
高度経済成長期以降の開発から保全されてきたところで、丘陵・台地・河川後背地に面的に緑地や農地がひろがるエリアです。

横浜の景観構成図



2. 各地域における景観づくりの方向性

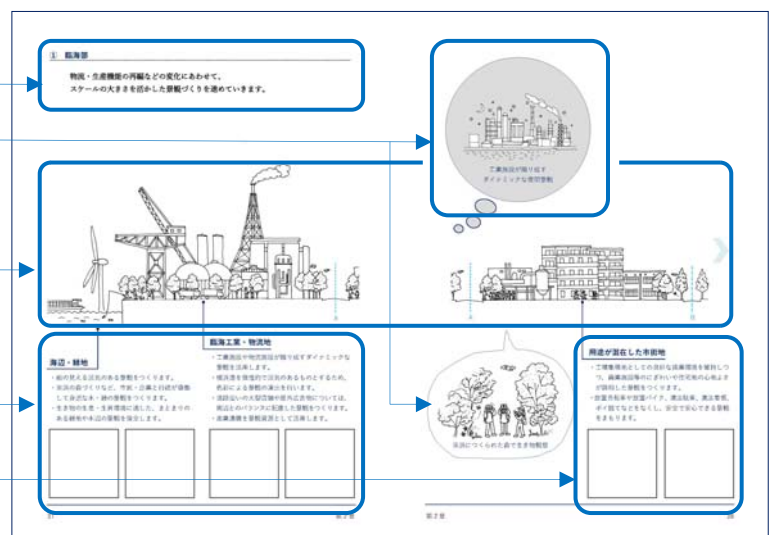
6つのエリアの景観構成要素や特徴にあわせて、各エリアでイメージされる代表的な断面スケッチと、景観づくりの方向性を示します。横浜全体の景観の大まかな構成をつかむための景観構成図と断面スケッチに描かれた様々な景観から、景観づくりに取り組む場所のイメージに近いものを探し、「横浜らしい景観をつくる10のポイント」と共に、目指したい景観や身近な景観を考える手がかりとなります。



図/横浜の景観構成図

読み方

- ◆エリアの名称と景観づくりの方向性
- ◆地域で想定される活動のイメージ(例)
- ◆断面スケッチ
エリアを構成する空間や営みの代表的なイメージ
- ◆地域ごとの景観づくりの方向性と
想定される地域の現況写真



① 臨海部：スケールの大きさをいかした景観づくり



② 都心部：横浜の顔となる景観づくり



③ 高密度な既成市街地：地域に根差した景観づくり



④ 郊外駅前および周辺：様々な人の交流をいかした景観づくり



⑤ 郊外住宅地：様々な街の使い方による身近な景観づくり

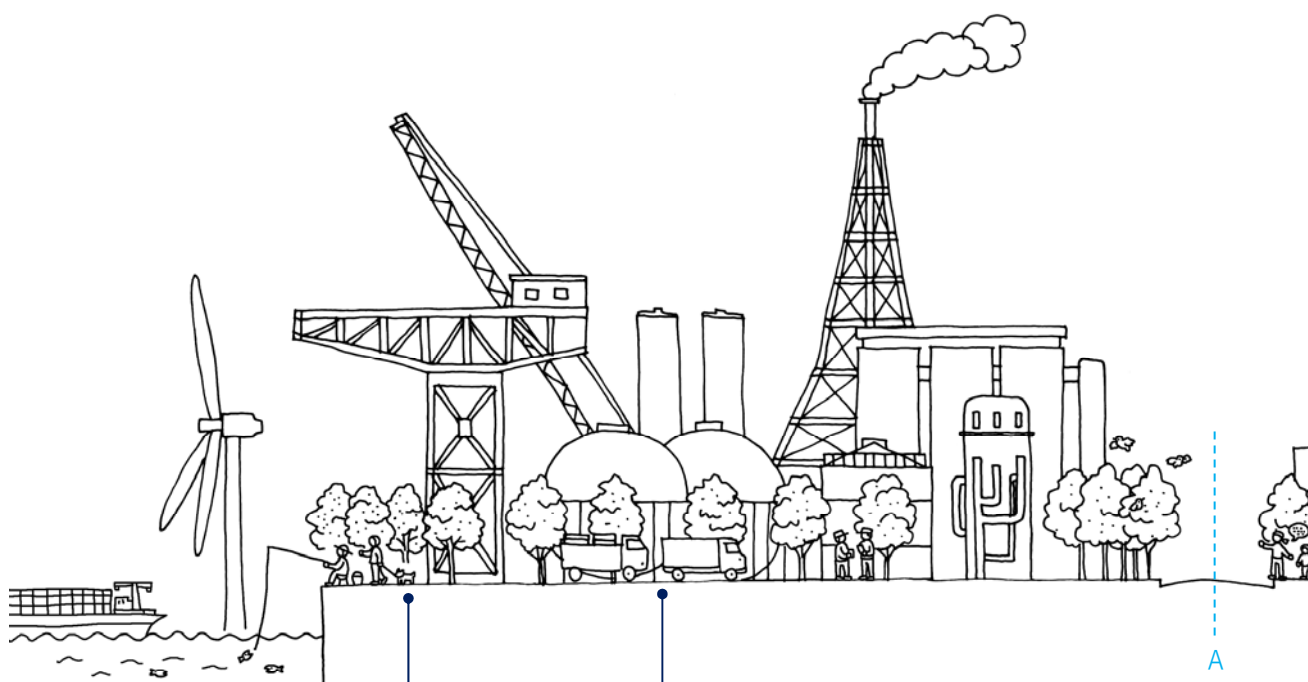


⑥ 緑と農のある郊外：緑や農とのふれあいを通した景観づくり



① 臨海部

物流・生産機能の再編などの変化にあわせて、
スケールの大きさをいかした景観づくりを進めていきます。

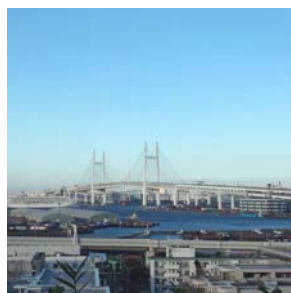


海辺・緑地

- ・船の見える活気のある景観を目指します。
- ・京浜の森づくりなど市民・企業と行政が協働して、生き物の生息・生育環境に適したまとまりのある緑地や水辺の景観を保全・創出します。
- ・市民をはじめ訪れた人々が憩い、海を身近に感じられる「海と人とのふれあい拠点」を整備し、海からの視点を配慮した景観上の緩衝帯としても活用します。

臨海工業・物流地

- ・海沿いの工業施設や物流施設が織り成すダイナミックな景観を観光資源等に活用します。
- ・横浜港を個性的で活気のあるものとするため、色彩による景観の演出を行います。
- ・産業遺構を景観資源として活用します。





工業施設が織り成す
ダイナミックな夜間景観



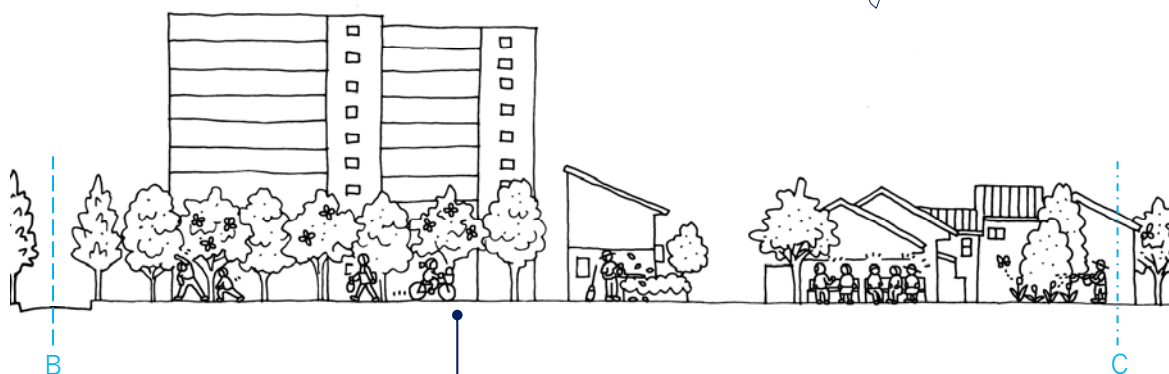
工場を中心とした市街地

- ・工場集積地としての良好な操業環境の維持を目指します。
- ・工場、商業施設、住宅地などの用途混在地では人々が心地よく働く・住むために、緩衝緑地などの空間整備だけでなく、地域の営みや活動を知り、理解を深める工夫を目指します。
- ・放置自転車や放置バイク、違法駐車、違法看板、ポイ捨てなどをなくし、安全で安心できる景観を目指します。



京浜臨海部の森で生き物観察

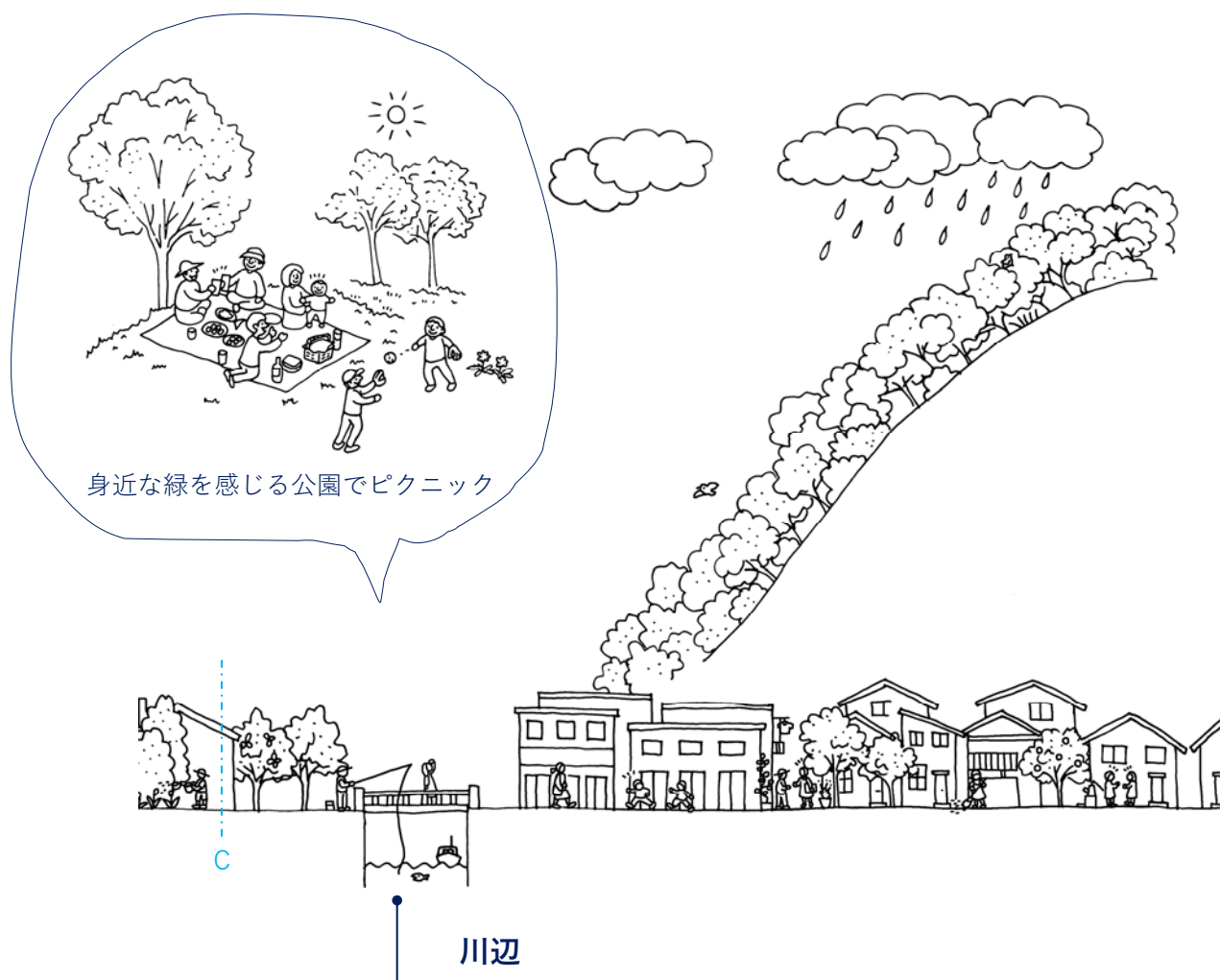




住宅地

- ・海から印象的な市街地が見られる景観を目指します。
- ・空き地や空き家を地域の人々が集まれる空間に活用するなど、住宅地の景観の維持向上を目指します。
- ・水辺との近さをいかし、身近に自然を感じられる景観を目指します。
- ・花や緑を増やすなど、出歩く楽しさのある景観を目指します。



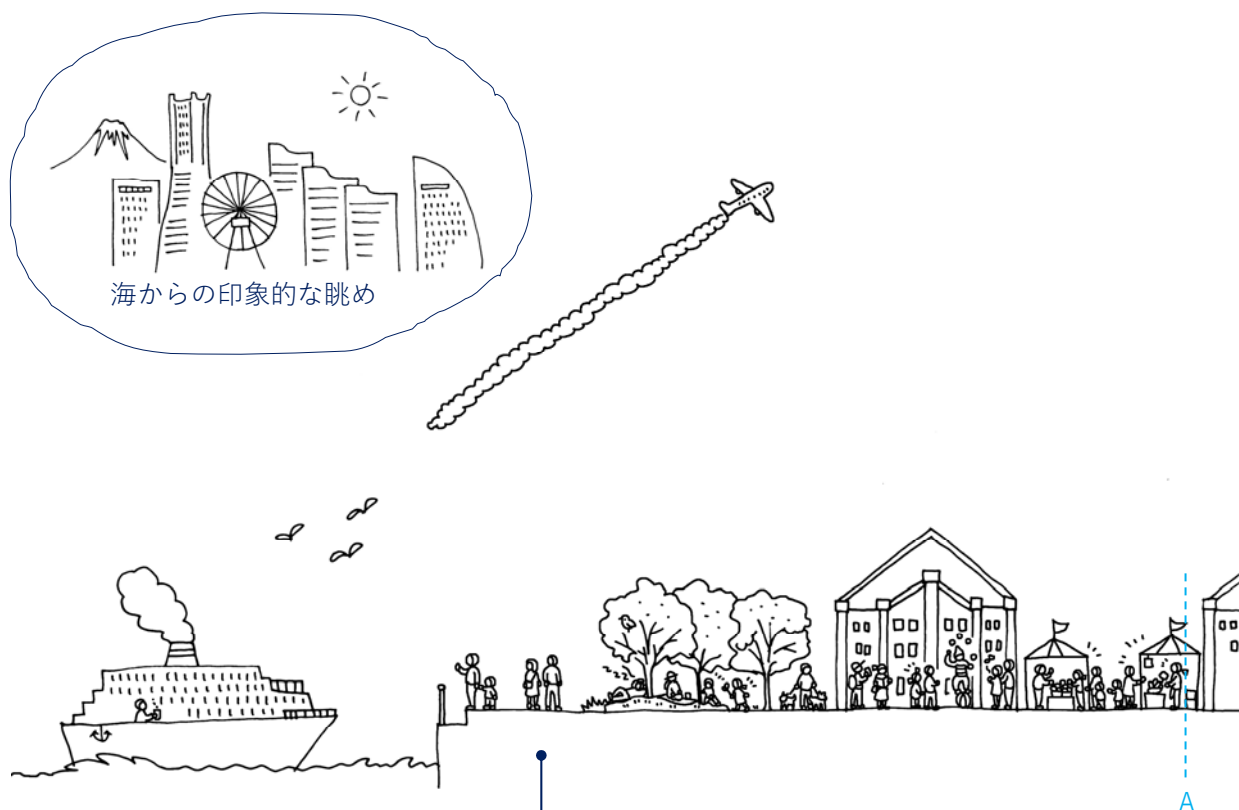


- ・連続したオープンスペース等をいかし、見通しなどの眺望を考慮した景観をつくります。
- ・川辺を挟んだ両側の地域がお互いに見る・見られる関係にあることに配慮して、景観向上を図ります。
- ・自然的資源をいかし、季節感のある景観をつくります。
- ・河川の水質改善などを通して、水辺に親しみを持つことができる魅力ある景観をつくります。



② 都心部

多様な人々の交流や街の活力を生む横浜の顔として、都心臨海部と新横浜都心の2大拠点の景観づくりを進めていきます。



都心臨海部

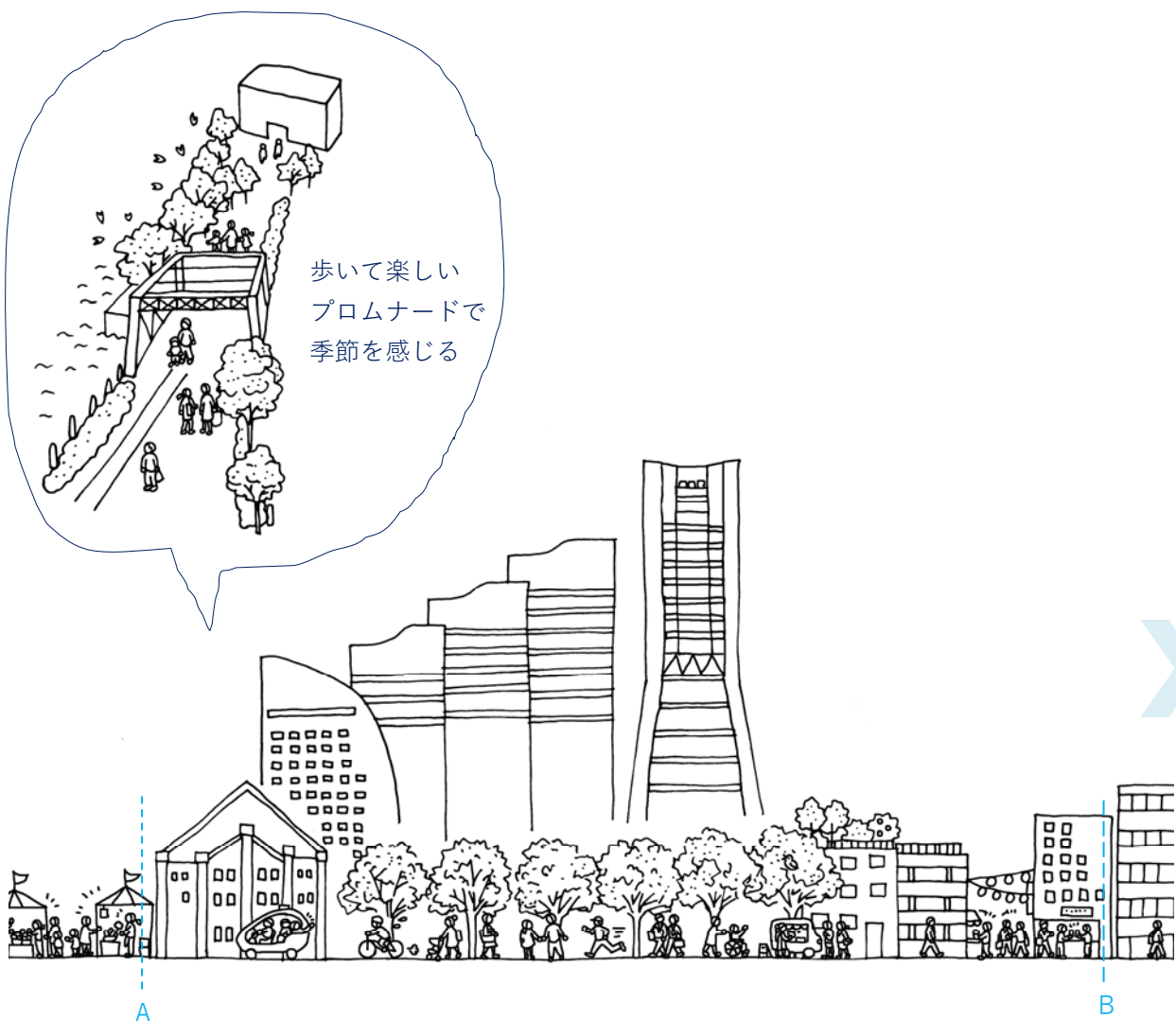
- ・開港以来の本物が残る歴史資源や文化資源を生かし、印象的な景観をつくります。
- ・海と人とのふれあい拠点を整備するなど、港や水際線を身近に感じられる景観をつくります。
- ・商業施設や住宅地などの多様な施設が共生し、横浜を代表する美しい景観を目指します。
- ・働く、遊ぶなど人々の活発な活動が街に表れ、賑わいや楽しさの見える景観をつくります。
- ・海や周辺地域からの景観を意識した魅力的な街並みを目指します。



みなとみらい 21 新港地区

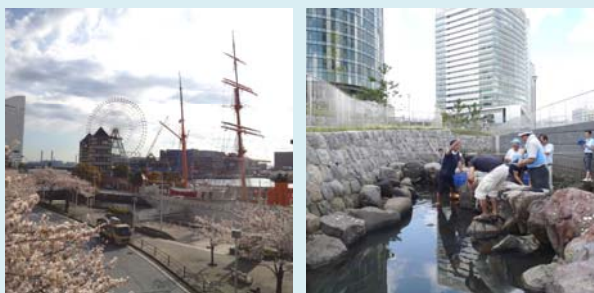
- ・海に向かって開放的で居心地のよいみなと景観をつくります。
- ・赤レンガ倉庫への見通しやまとまりのある街並みなどの、歴史を継承した景観を守ります。
- ・"島"としての個性をいかし、歩いて楽しい、賑わいのある景観をつくります。
- ・ふ頭などにおける土地利用転換の機会をとらえ、これまでの都心臨海部の歴史をいかしながら、横浜の魅力を高める象徴的な緑の創出やその維持管理・活用を図ります。





みなとみらい 21 中央地区

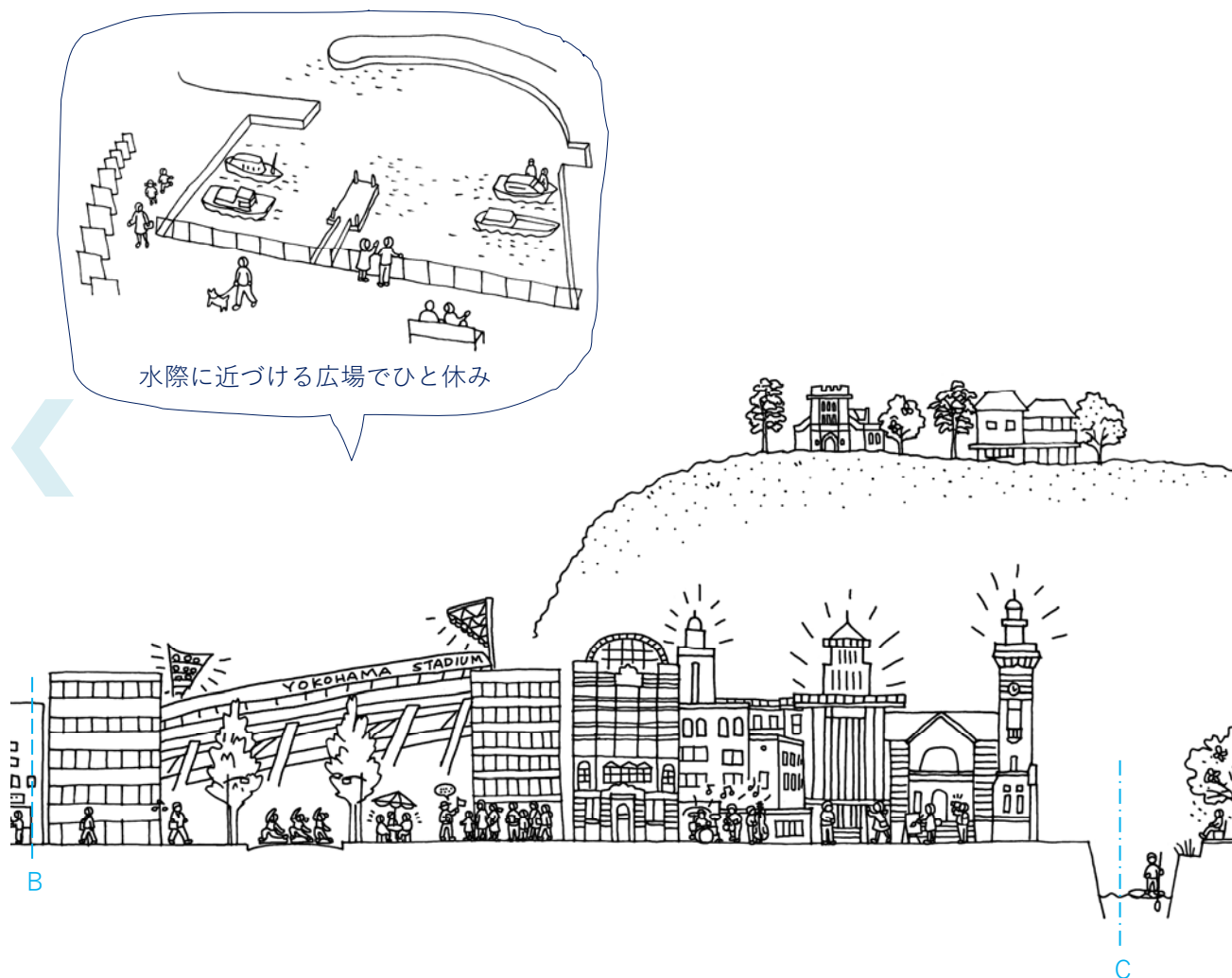
- ・多様で先進的な都市機能が集積する、賑わいと活力のある景観を目指します。
- ・港、水辺といった地区独特の魅力を感じられる場所や、都市空間のやすらぎである緑をまちづくりの中で創出し、緑の成長を考慮した豊かな緑空間を積極的に増やすことを目指します。
- ・キング軸など地区を代表する風格ある通りの景観を創出し、横浜の顔となる街並みを目指します。
- ・横浜を代表する夜間景観の質の確保を目指します。



横浜駅周辺地区

- ・駅前広場などの公共空間を横浜らしいデザイン性にすぐれたものとし、横浜の玄関口にふさわしい印象的な景観をつくります。
- ・河川沿いの親水空間や昔からある多彩な飲食店等の魅力をいかした景観づくりを目指します。
- ・業務、商業、文化、観光などに関連する高密度な機能集積を強化しながら、わかりやすく快適な歩行者空間を整備し、人々の交流や回遊による賑わいのある景観を目指します。





関内地区

- ・連続的な建物の壁面後退や、ゆとりと賑わいのある歩行者空間の創出などにより、歩いて楽しめる景観をつくります。
- ・関内地区の街並みの特徴をいかし、ミナト横浜を感じる眺望が楽しめる景観をつくります。
- ・開港の歴史や文化の蓄積を生かしながら新しい文化を生み出す景観をつくります。
- ・多様な都市機能がコンパクトに複合する、活力ある景観をつくります。



関外地区

- ・大通り公園や大岡川沿岸に街の軸となる連続した緑豊かな景観をつくります。
- ・河川や公園等の公共空間を活用した賑わいのある景観をつくります。
- ・建物低層部の賑わい施設の誘導や、アートや大道芸など地域で取り組む賑わいづくりにより、活気のある景観をつくります。
- ・古き良き居酒屋街、賑わいのある商店街やゆとりのある緑地・河川を回遊して楽しむことのできる景観をつくります。





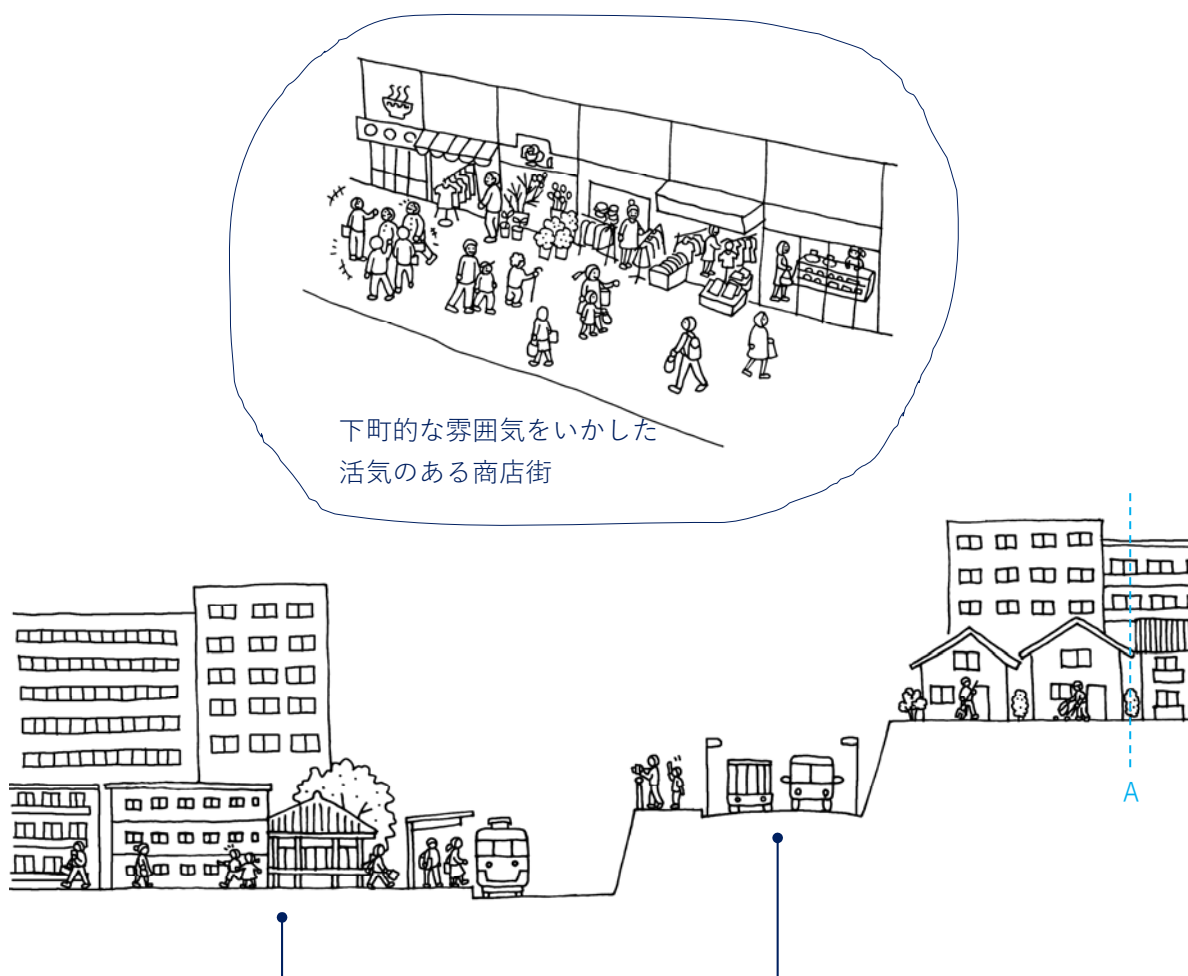
新横浜都心

- ・横浜の陸の玄関口として都心らしい印象を与える活力と賑わいのある景観をつくります。
- ・職、遊、住、文化、スポーツなどの機能が複合した多様な景観をつくります。
- ・鶴見川と鳥山川の空間的な広がりや水辺環境をいかした景観をつくります。
- ・起伏に富んだ丘陵地の景観を守ります。
- ・市街地と大規模な農地が隣接する特徴をいかし、自然環境を身近に感じる景観をつくります。
- ・花や緑などによる、散歩に出かけたくなるような、歩いて楽しめる景観をつくります。



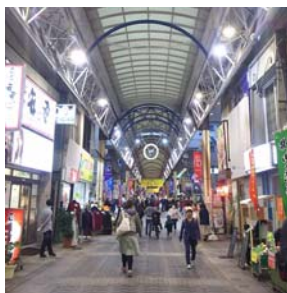
③ 高密度な既成市街地

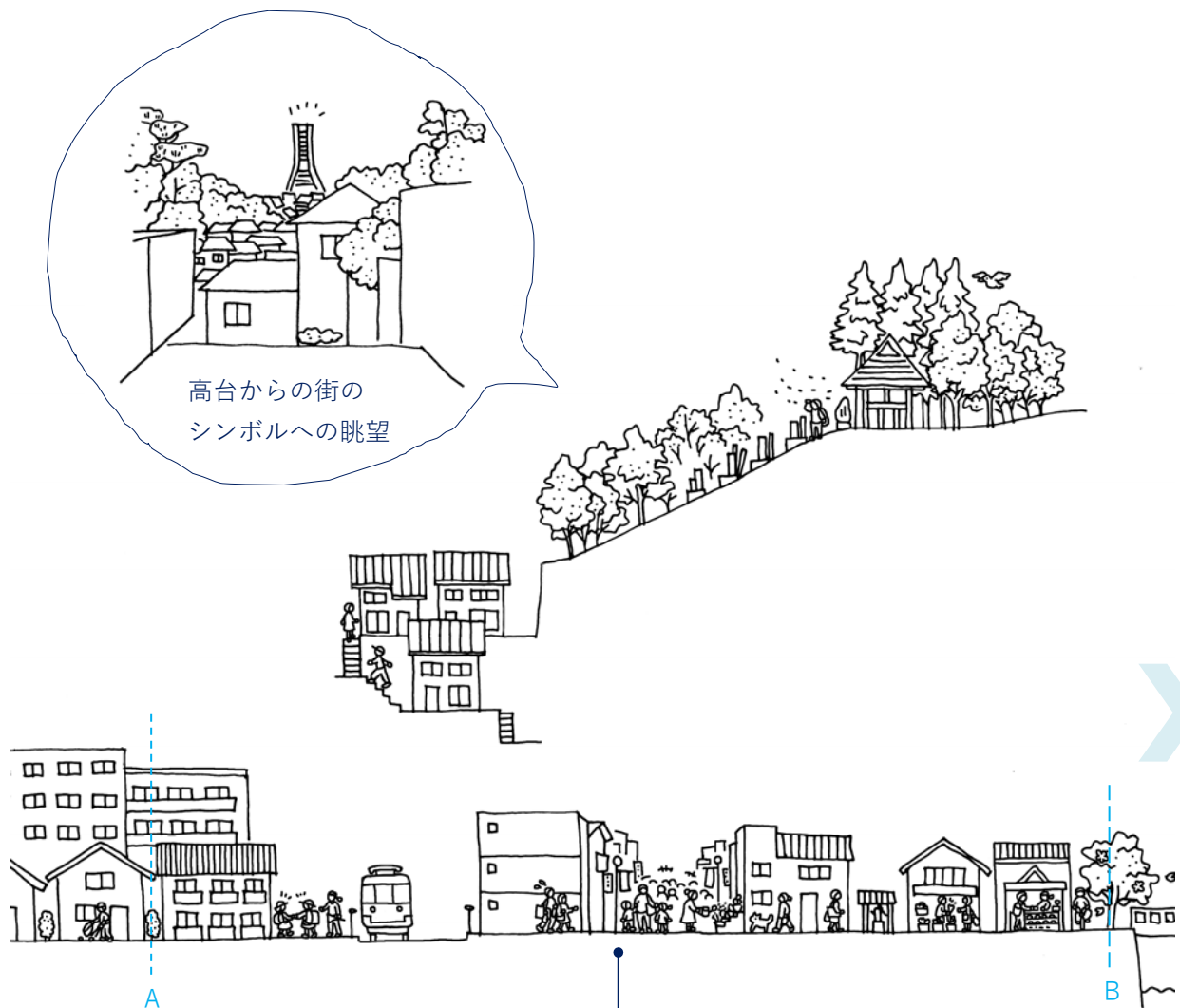
親密感のある街並みや地域に根差した景観づくりを目指します。



駅前・駅周辺

- ・街の玄関口としてその街の個性が見える景観を目指します。
- ・駅前広場や公共施設だけでなく、駅前商業施設などの視認性の高い場所で緑化を進め、市民が実感できる緑の景観をつくります。
- ・放置自転車や放置バイク、違法駐車、違法看板、ポイ捨てなどをなくし、安全で安心できる景観を目指します。
- ・公共施設のデザインの工夫等により、地域の人々が愛着を持てる景観づくりを目指します。





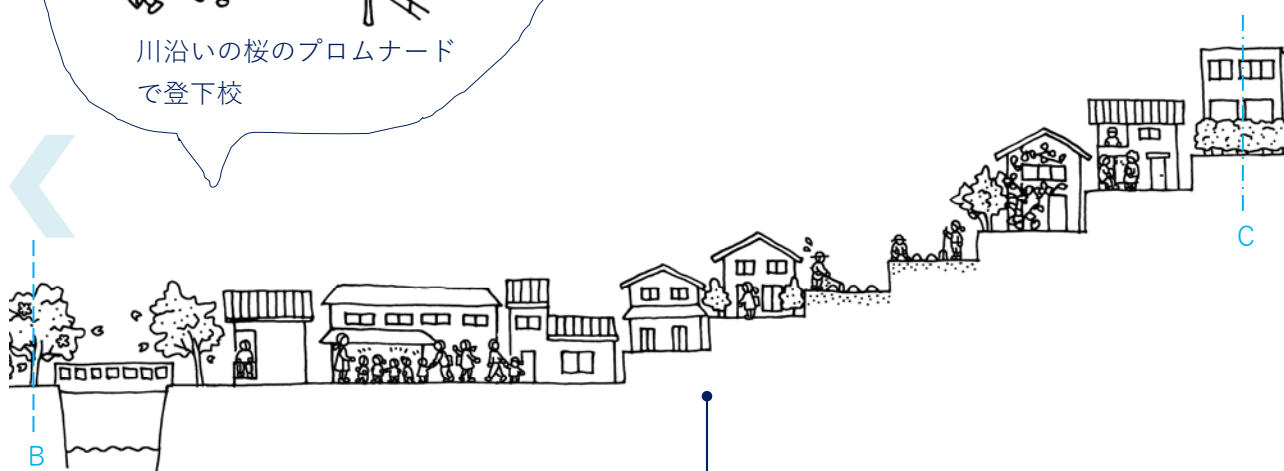
幹線道路沿道

- ・丘への眺めや道路からの見通しなど、眺望を考慮した景観をつくります。
- ・道路の見通しを阻害しないよう、支障物件のない景観をつくります。

古くからの商店街

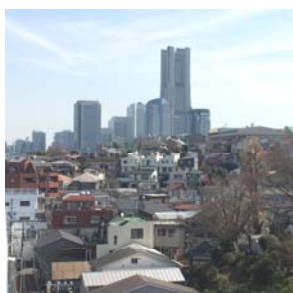
- ・下町的な商店街の賑わいや温かみを感じられる街並み景観を目指します。
- ・多様な歴史的資源や地域資源を読み取り、地区の景観づくりに生かします。
- ・花や緑を増やすなど、出歩く楽しさのある景観をつくります。

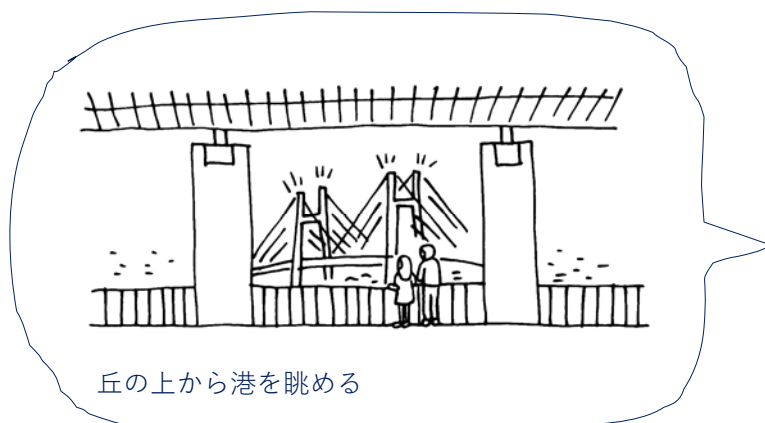




高密度な住宅地

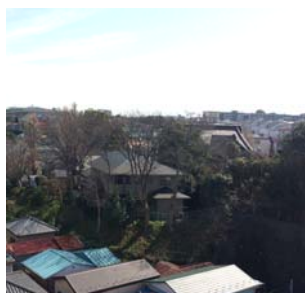
- ・ 港や市街地、遠景への眺望を景観づくりにいかします。
- ・ 横浜の特徴でもある坂道のある街並みを楽しめる景観づくりを目指します。
- ・ 宅地内の緑や斜面緑地をいかした緑豊かな景観をつくれます。
- ・ 樹林地や公園、街路樹などを良好に維持し、歩いて楽しい街の景観をつくれます。
- ・ 市街地に残る農地を農体験の場などとして活用しながら、身近な農景観を保全します。
- ・ 地域のまちづくりの制度なども活用しながら住宅地ごとに特色のある景観をつくれます。





緑地・社寺の多い地域

- ・散歩道や展望スポットの整備などにより眺望を楽しむことのできる景観をつくります。
- ・まとまりのある緑を保全し、生物多様性や四季の変化を感じる景観をつくります。
- ・斜面緑地などの緑を守り、平地部から眺められる丘の緑の景観を保全します。
- ・社寺や古道などの歴史的資源と自然が一体となった地域固有の景観を守ります。



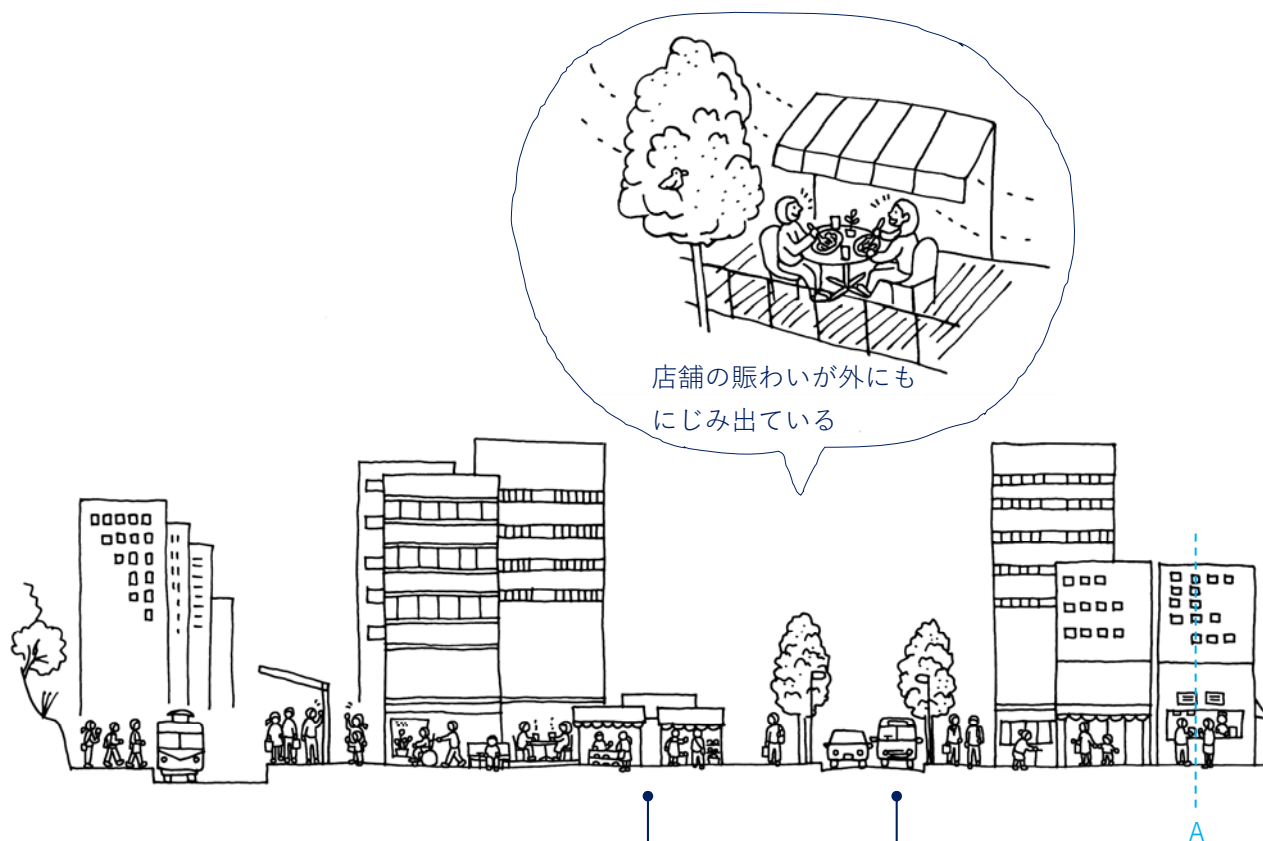
山手地区

- ・海からの眺望の背景となる山手の崖線の緑地を景観づくりにいかします。
- ・港の見える丘公園などから港への眺望に配慮した景観づくりを目指します。
- ・居留地時代からのゆとりある敷地と豊かな緑をもった街並み景観を継承します。
- ・西洋館などの歴史的建造物、地区に特徴的なブラフ積み擁壁の景観やヒマラヤスギを保全するなど、歴史を感じられる景観を守ります。
- ・西洋館や公園などを結ぶ石畳の通りが醸し出す異国情緒を、ゆっくり歩いて楽しむことのできる景観を目指します。
- ・商業施設の立地や屋外広告物の掲出を最小限にとどめ、住環境に配慮した景観をつくります。



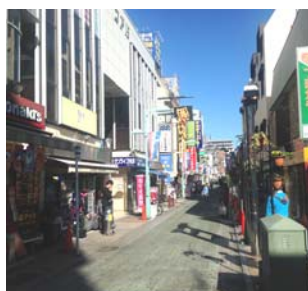
④ 郊外駅前および周辺

街への誇りや愛着を深めていくような、
地区ごとの特徴をいかした景観づくりを進めていきます。



駅勢圏の大きな生活拠点駅前

- ・周辺地域から人が集まる拠点として地域の自然、歴史、文化などを生かした特徴のある景観をつくります。
- ・商業的な賑わいと街並みとの調和を考慮した景観を目指します。
- ・公共空間の積極的な利活用により、賑わいのある景観をつくります。
- ・駅前広場や公共施設だけでなく、駅前商業施設などの視認性の高い場所で緑化を進め、市民が実感できる緑の景観をつくります。
- ・放置自転車や放置バイク、違法駐車、違法看板、ポイ捨てなどをなくし、安全で安心できる景観を目指します。





公共空間や空き地をいかし、地域の住民が集まれる
イベント等の開催



駅周辺住宅地

- ・地形などの自然的な特徴を尊重した景観をつくります。
- ・地域のまちづくりの制度なども活用しながら住宅地ごとに特色のある景観をつくります。
- ・空き地や空き家を利用した貸しスペースの設置など、住宅地の景観の維持向上を目指します。
- ・駅まで快適に楽しく歩くことのできる景観づくりを目指します。
- ・商業や業務機能と住環境が複合した多様な景観をつくります。

幹線道路沿道

- ・道路沿いの大型店舗と周辺とのバランスに配慮した景観を目指します。
- ・季節感のある並木の工夫などにより、潤いや連続性のある景観をつくります。





駅勢圏の小さな生活拠点駅前

- ・身近な生活拠点として日常的な賑わいと温かみを感じられる景観を目指します。
- ・放置自転車や放置バイク、違法駐車、違法看板、ポイ捨てなどをなくし、安全で安心できる景観を目指します。
- ・公共空間の積極的な利活用により、賑わいのある景観をつくれます。
- ・地域の自然や歴史、文化などを生かした愛着を育む景観を目指します。





庭先の植物等も
コミュニケーションツール！



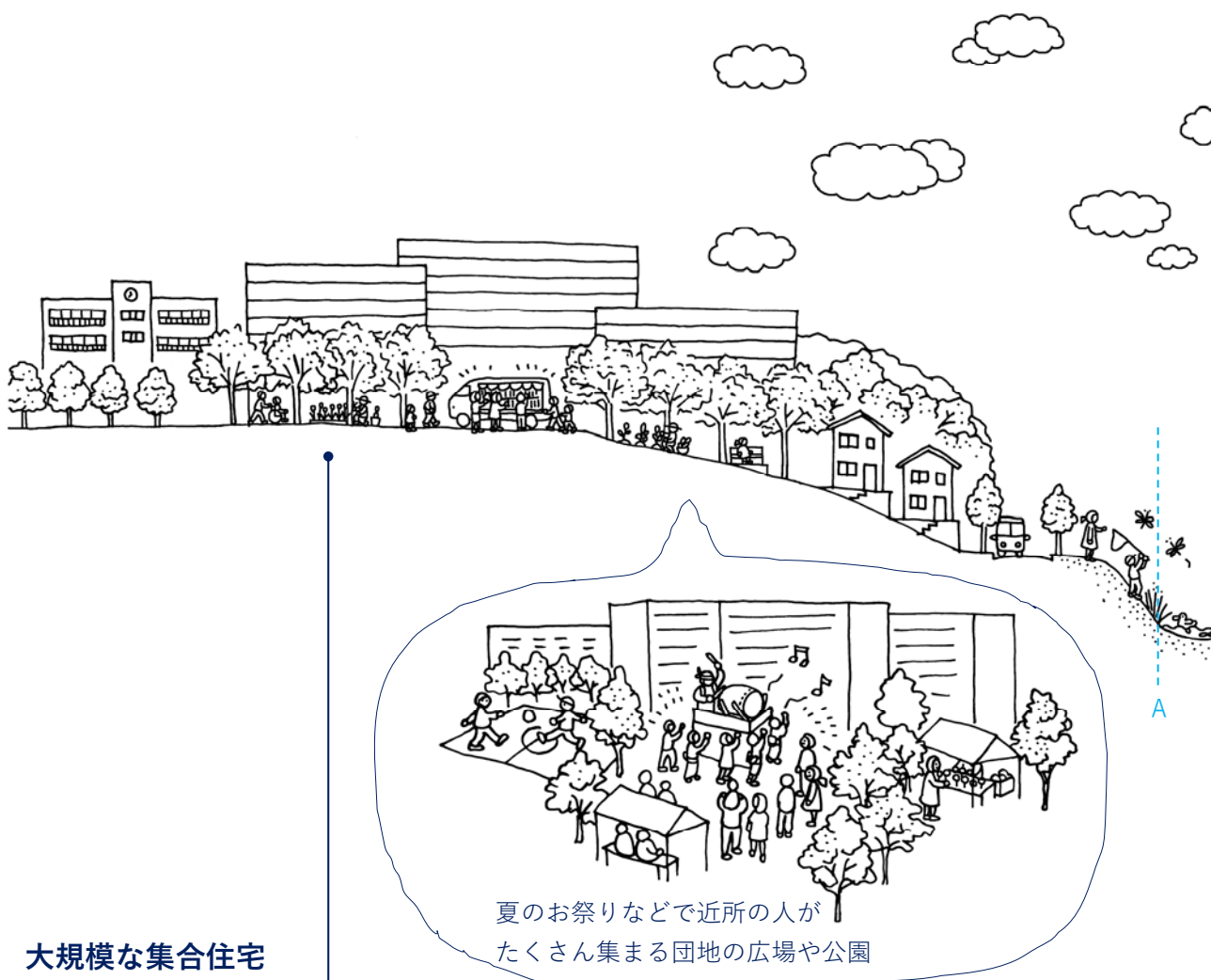
金沢八景・金沢文庫周辺地区

- ・入り海の名残や御伊勢山・権現山、称名寺をはじめとした、水や緑、歴史などの地域固有の景観を保全します。
- ・鎌倉文化を受け継いだ歴史資産を生かし、観光や交流の場となる趣のある街並み景観をつくります。
- ・街の背景やアイストップとなる急峻な地形に残る連続した斜面緑地を、地域の景観資源として守ります。



⑤ 郊外住宅地

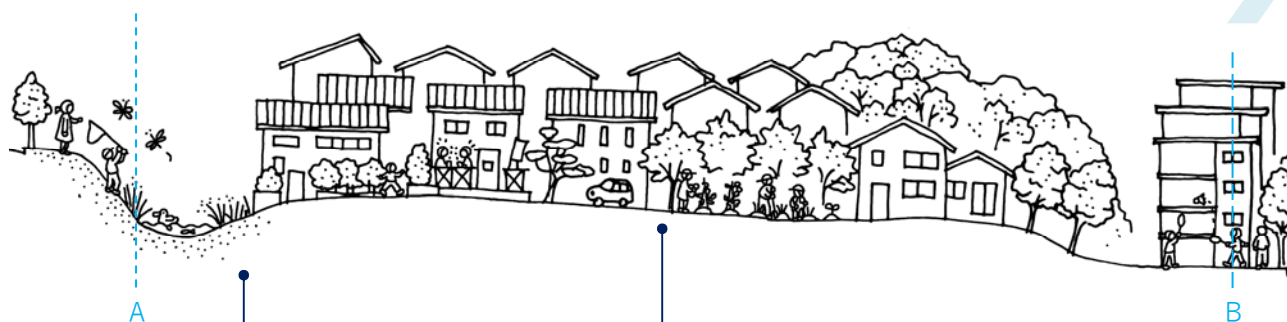
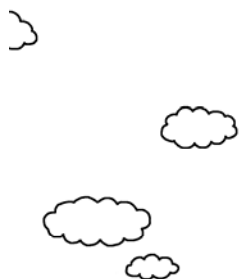
年代や生活スタイルにあわせた、様々な街の使い方による
身近な景観づくりを進めていきます。



大規模な集合住宅

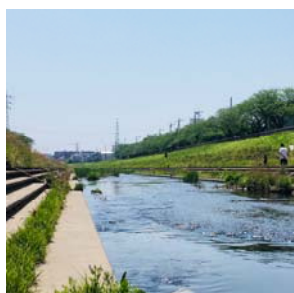
- ・ 整った街並みと緑豊かな環境、身近な商店街等を最大限にいかし、地域の人々が集いなくなる景観をつくります。
- ・ 市民活動を通して、樹林地や公園、街路樹などを良好に維持し、歩いて楽しい街の景観をつくります。





川辺・緑地

- ・河川敷等を遊歩道や親水拠点として活用して緑や憩いの場をつないでいくなど、心地よい景観をつくります。
- ・生き物の生息・生育環境に適した、まとまりのある緑地や水辺の景観を保全します。
- ・斜面緑地などの緑を守り、平地部から眺められる丘の緑の景観を保全します。



大規模な開発等による戸建住宅地

- ・自然的資源をいかし、季節感のある景観をつくります。
- ・宅地内の生垣や道路の街路樹など、民有地と公共用地で緑を感じることのできる景観をつくります。
- ・地域のまちづくりの制度なども活用しながら住宅地ごとに特色のある景観をつくります。

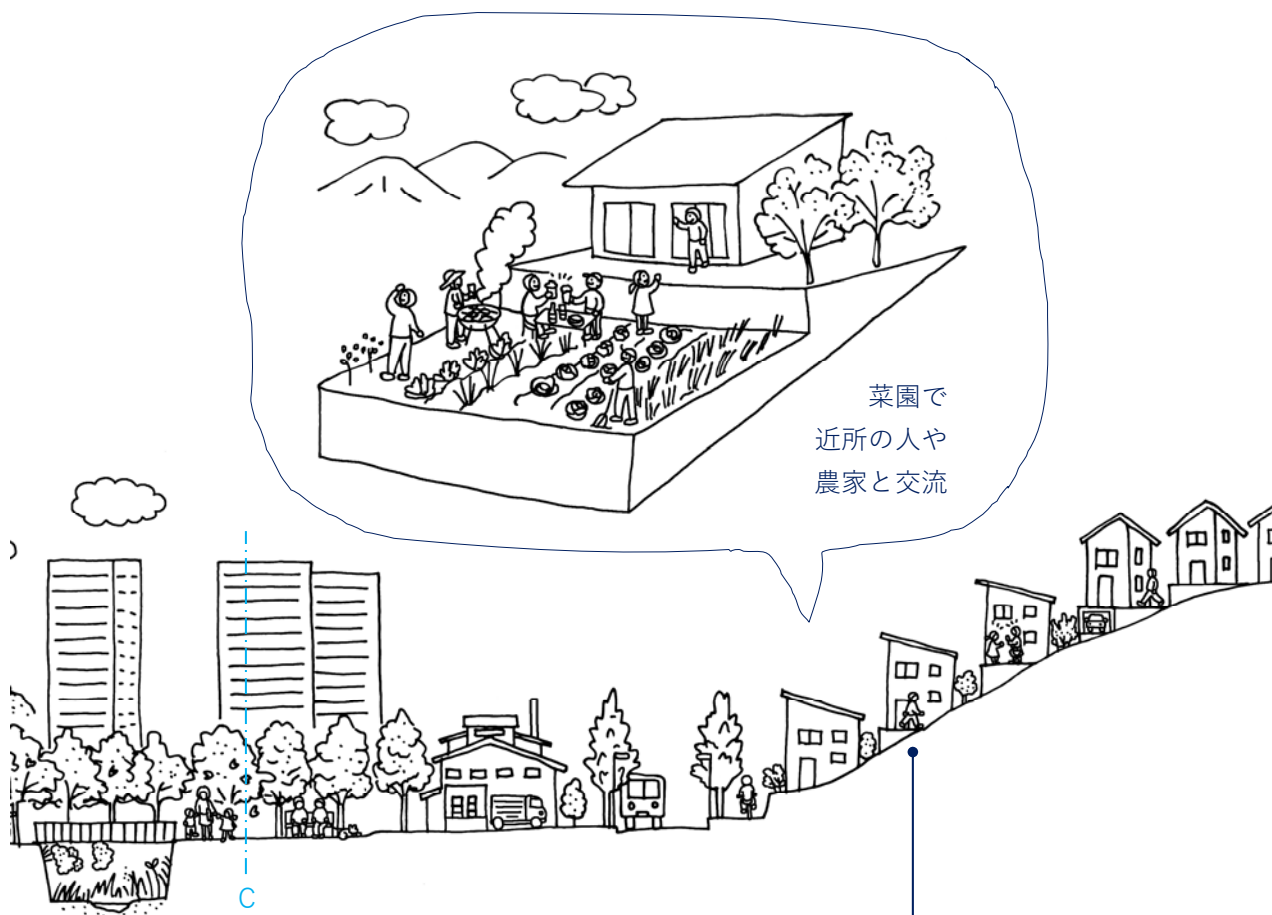




用途が混在した市街地

- ・ 大型店舗、物流施設など大規模な施設をつくる場合は、突出したものとならないよう周辺の景観に配慮します。
- ・ 丘への視界の広がりや道路からの見通しなどの眺望を景観づくりにいかします。
- ・ 放置自転車や放置バイク、違法駐車、違法看板、ポイ捨てなどをなくし、安全で安心できる景観を目指します。
- ・ 市街地に隣接する農地を農体験の場などとして活用しつつ、身近な農景観を保全します。





港北ニュータウン地区

- ・グリーンマトリックスシステム※を中心とした、地区全域に水と緑が連続する景観を保全します。
- ・開発前から残る斜面緑地など民有地内緑地を保全し、ふるさとをしのばせる景観を守ります。
- ・ゆとりある宅地に調和のとれた建物と豊かな緑を誘導し、良好な住宅地の景観をつくります。
- ・商業・業務機能が集積したタウンセンターや、大規模敷地に立地する研究所、事務所等の核的施設など、本地区の理念である多機能複合都市が形成された景観を維持します。

※グリーンマトリックスシステム…まちづくりの基本方針をもとに地区内の緑道を骨格として、公園や民有地の斜面樹林などを連結させたオープンスペース計画



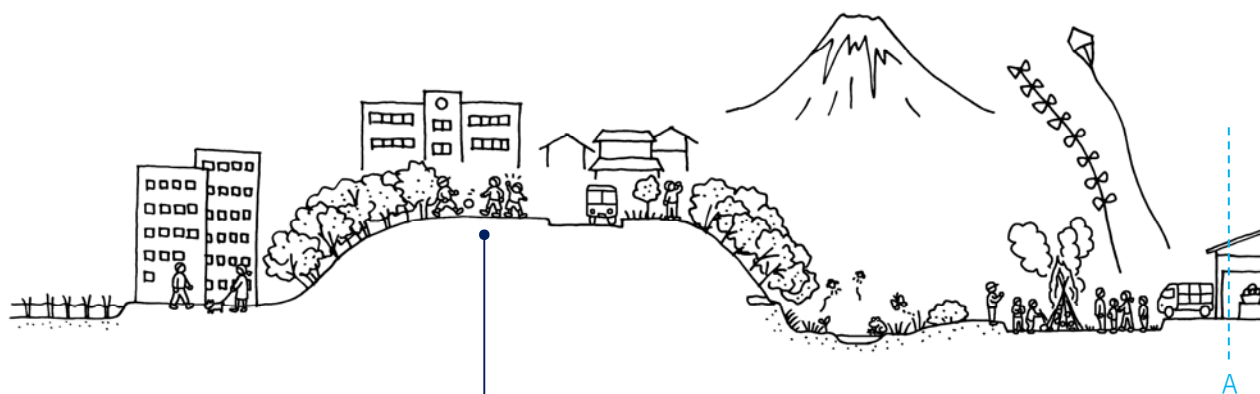
住宅地

- ・地形や敷地、建物の特性にあわせ、その地域らしい快適な住環境をもたらす景観を守ります。
- ・建物の形態や色相などの統一により、街並みとして調和のとれた景観をつくります。
- ・整った街並みと緑豊かな環境を最大限にいかし、地域の人々が集いなくなる景観をつくりません。



⑥ 緑と農のある郊外

身近にある自然環境を実感できる、
緑や農とのふれあいを通した景観づくりを進めていきます。



市街地に入り組んで存在する緑地・農地

- ・豊富な自然資源や社寺等の歴史資源を生かし、楽しみながら巡ることのできる景観を目指します。
- ・地域の交流や活動を生み出していくよう、緑地や農地をいかした景観づくりを行います。
- ・不法投棄やポイ捨て、違法駐車、違法看板などのない、安全で安心できる景観を目指します。
- ・大きな土地利用等がある場合は、既存の緑地・農地及びそれらで営む人々に配慮し、周囲と調和する景観づくりを目指します。



公共施設も地域の活動の場





里山・川辺

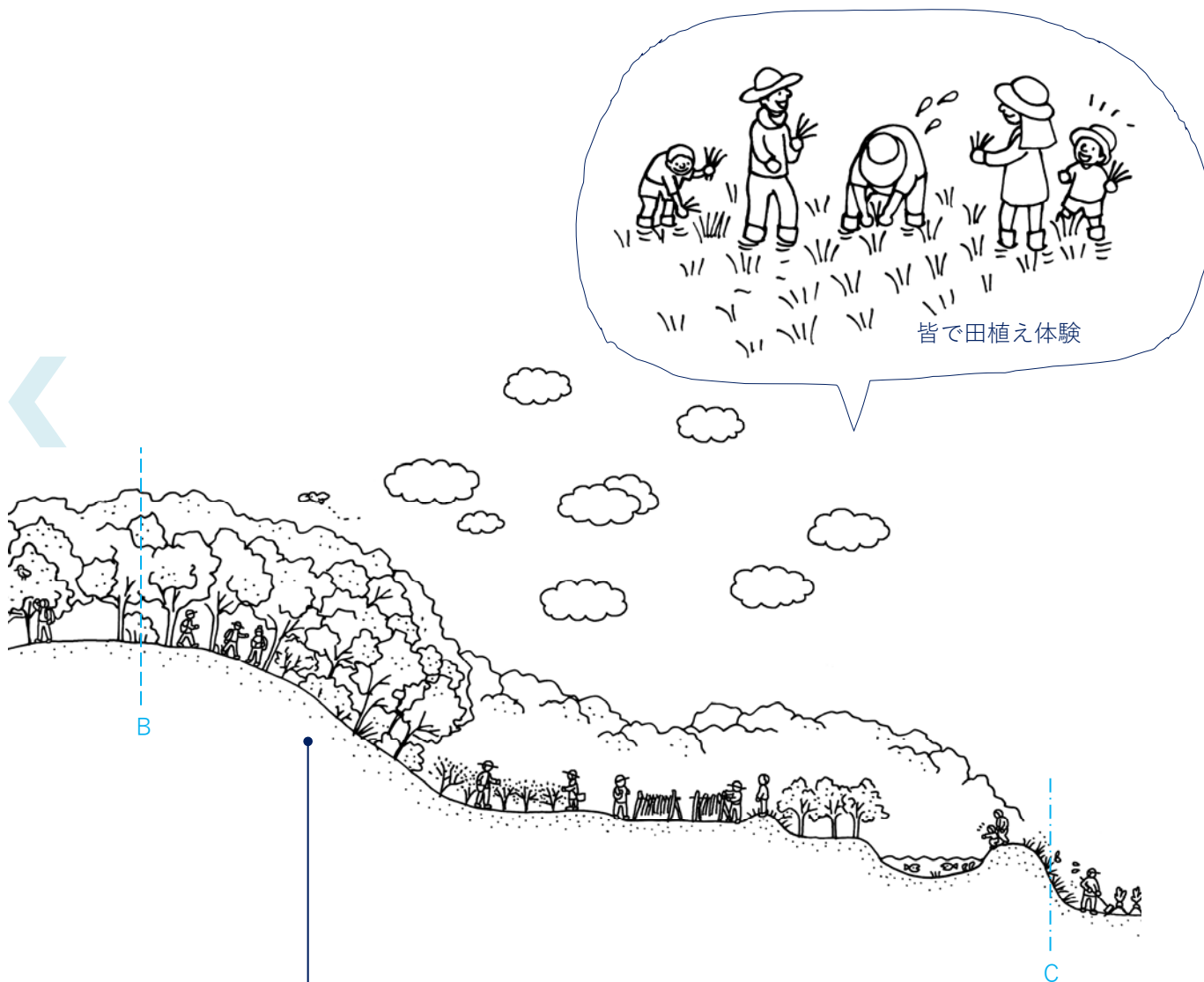
- ・水田や樹林地、古民家などを一体的に保全し、多様な環境でつくられる里山の景観を守ります。
- ・河川敷等を遊歩道や親水拠点として活用して緑や憩いの場をつないでいくなど、心地よい景観をつくります。
- ・「多自然川づくり」などを通して、水・緑や生物多様性を実感できる景観をつくります。
- ・谷戸や丘への視界の広がりなど、眺望を景観づくりにいかします。



ふるさと村周辺地区（寺家・舞岡）

- ・水田や樹林地が一体となり、農村の歴史的景観を守り続けているため、今後ともこの景観を維持保全し、さらに高めていくことを目指します。
- ・ふるさと村や舞岡公園では、古民家を移築するなど様々な景観資源を活用し、積極的に農村の歴史的景観づくりを実践します。





まともりのある樹林地

- ・眺望の対象となる資源としてまともりのある緑の景観を保全します。
- ・生き物の生息・生育環境に適した、まともりのある緑地や水辺の景観を保全します。
- ・樹林地の適切な保全管理により、良好な景観を維持します。
- ・散歩道や展望スポットの整備などにより眺望を楽しむことのできる景観をつくれます。



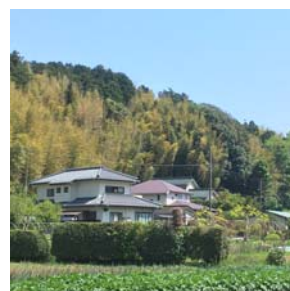


まとまりのある農地

- ・ 広がりや潤いを感じさせるまとまった水田や畑は、貴重な農景観として保全することを目指します。
- ・ まとまった農地の周辺地域については、自然的環境を身近に感じられる景観をつくれます。

住宅地

- ・ 地形や敷地、建物の特性にあわせ、その地域らしい快適な住環境をもたらす景観を守ります。
- ・ 建物等の形態や色相などの統一により、街並みとして調和のとれた景観をつくれます。
- ・ 自然的資源をいかし、季節感のある景観をつくれます。
- ・ 宅地内の生垣や道路の街路樹など、民有地と公共用地で緑を感じることでできる景観をつくれます。





旭区 よこはま動物園ころころ広場（公園／憩う・遊ぶ／心地よい）

4

第4章

景観づくりに関する取組み

- 1 創造的協議により質を向上する景観づくり
- 2 制度の活用により質を担保する景観づくり
- 3 景観に係わる事業の実施と調整
- 4 景観づくりの普及と協働

1 創造的協議により

質を向上する景観づくり

「創造的な協議」とは、どのような景観が望ましいかを市民や事業者のみなさんと話し合い、様々なアイデアを出し合って、魅力と個性のある質の高い景観づくりを行う手法です。協議をすることで、その場所がどのような場所なのか、どのような人がいてどのような活動が生まれるのかなどをより具体的に共有し、広い横浜の中でも地域の個性をいかした魅力的な景観を生み出すことが期待できます。創造的協議は横浜の景観づくりを行う上での最大の特徴であり、今後も創造的協議により横浜らしい景観づくりを行っていきます。

1. 景観条例の活用

(1) 景観条例の運用

景観条例に基づく都市景観協議のしくみを柔軟に運用し、地区の特性に応じたきめ細かい景観づくりを通して地区の魅力や個性を一層高めていきます。

(2) 都市景観協議地区の指定の拡充

地域の総合的な魅力づくりを行うため、景観条例に基づく都市景観協議地区の指定の拡充等を検討します。

(3) 行為指針の見直し

景観協議の実績や社会状況の変化を踏まえつつ、景観の質をさらに向上させるため、各地区のあるべき景観の姿をそのつど議論しながら、それぞれの都市景観協議地区の行為指針の見直しを検討します。



2. 協議の機会の創出

(1) ワークショップ等の活用

まちづくりを進めるにあたってワークショップ等の場を設け、地域の景観や建築物のデザイン等の方向性についても積極的に議論していきます。

(2) 横浜市都市美対策審議会の活用

周辺に与える影響が大きい行為については、横浜市都市美対策審議会に付議し、専門家を交えた多様な視点から議論を行い、より質の高い景観づくりを目指します。

(3) 庁内の情報共有

大規模な建築行為等の街の景観に与える影響の大きい事業について、景観に関する協議が早期に実施できるよう、庁内各部署が連携して、既存の制度を活用しながら、土地取引や建築行為の相談と連動した情報共有を図ります。

3. 協議の円滑化

(1) 都市景観アドバイザー制度の活用

景観条例に基づく都市景観アドバイザー制度等を柔軟に活用し、専門的な助言をもらうことで、それぞれの事業や地域における景観づくりを継続的に支援していきます。

(2) 協議結果の蓄積と共有

横浜市が市民・事業者とともに重ねてきた協議の結果を蓄積し、共有します。

(3) コンセプトブックの作成

まちづくりに関する大規模な事業を進めるにあたって、地域の景観や建築物等のデザインに関して様々な関係者間で行われる協議に一貫性を持たせるため、構想や基本計画等の早い段階において、これらの方向性を示すコンセプトブックを作成するよう努めます。



2 制度の活用により

質を担保する景観づくり

市域全体または地域ごとの景観に対する価値観を共有し、多様な主体が協力して一定水準以上の良好な景観を確保するため、景観に係る基本的なルールや制度を効果的に活用しながら、着実に景観づくりを進めていきます。

1. 景観計画の運用

(1) 景観計画の運用

景観法に基づく基本的な制度である景観計画を市内全域で運用し、良好な景観の形成に関する方針を定め、行為の制限を行い、横浜の景観づくりを実行していきます。

(2) 景観重要建造物や景観重要樹木の指定

横浜の歴史や文化など「横浜らしさ」を構成する景観上重要な建造物や樹木を景観資源として「景観重要建造物」や「景観重要樹木」に指定し、保全・活用することで、地域の歴史や文化を生かした景観づくりを支えます。

(3) 景観重要公共施設の指定

良好な景観の形成に重要な公共施設を「景観重要公共施設」に指定し、整備に関する事項や許可の基準等を定めることで景観に配慮した公共施設を増やしていきます。

(4) 斜面緑地の保全

横浜の地形的特徴である崖線の斜面緑地は魅力を高める貴重な景観要素であり、斜面緑地の地形や緑と調和した良好な景観を形成するために、緑の景観資源に影響を与える開発行為等に対して、一定の行為を制限します。

(5) 景観推進地区の指定

景観に特徴のある地区については、地区に応じた良好な景観の維持向上を図るために「景観推進地区」として定め、地区別の方針や行為の制限等を設けることを検討します。

(6) 景観計画の見直し

景観計画に基づく届出の状況や社会状況の変化をふまえつつ、景観の質をさらに向上させるため、各地区のあるべき景観の姿をそのつど議論しながら、景観計画の見直し等を検討します。



2. 地区計画の活用

(1) 地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限

建築物等の利用上の必要性、地区計画等の区域内における土地利用の状況等を考慮し、区域の特性にふさわしい良好な景観の形成を図るため、必要に応じて地区計画等の区域内における建築物等の形態意匠の制限を設けます。

3. 景観協定の活用

(1) 景観協定策定・運営の支援

地域のまちづくりの状況に合わせ、地域の景観の維持向上に向けて、工作物等を含めた様々な景観要素の規制・誘導に有効な景観協定を、地域住民が主体的に策定・運用できるよう支援します。

4. 景観関連制度の連携活用

(1) 市民によるまちづくりに関する自主ルールを活用

建築協定や地域まちづくり推進条例に基づく地域まちづくりルール等のまちづくり制度を効果的に利用することで、地区特性をいかした景観づくりを支援していきます。

(2) 建築物に関する緩和・誘導制度の活用

市街地環境設計制度など建築物に関する様々な緩和・誘導制度と連携し、地域の魅力的な景観形成に積極的に寄与する計画となるよう誘導していきます。

3 景観に係わる事業

の実施と調整

行政が行う事業には、規模の大きいものや、様々な人が関わる事業があります。特に様々な人の目にふれる公共施設や公共空間に係る事業は、街の景観にも大きな影響を与えます。行政が行う事業において景観に関わる調整を充実させ、良好な景観づくりをけん引していくとともに、今までも大切にしてきた横浜の歴史・風土・文化・人の営み等から形成されている様々な景観資源を保全・活用していきます。また、横浜の魅力づくりを行うため、景観行政の総合的な体制強化を目指します。

1. 公共空間や公共施設のデザイン調整

(1) 公共空間や公共施設のデザイン調整

道路、河川、公園等の公共空間の整備や、学校等の公共施設の建設等、景観に影響を与える事業を行う際には、地区の特性を踏まえて、周辺の景観に調和し良好な景観形成に資するものとなるよう、デザインの調整を行い、景観づくりをけん引していきます。また、財源の確保やコスト等の課題にも取り組みます。



(2) デザインに関する広い意見の聴取

公共空間や公共施設の整備の際には、コンペやプロポーザルの実施、市民参加によるワークショップの開催などの方法により、高度な技術力と多様なアイデア・工夫を取り入れた公共施設のデザインを目指します。



(3) 公共空間における屋外広告物のデザイン調整

公共空間における屋外広告物は、専門的なデザイナーの起用等により質の高いものとし、周辺景観と調和しつつ、魅力的な景観づくりに寄与するデザインとなるよう努めます。

2. 景観資源の保全と活用

(1) 地域の景観資源の発掘と収集

各地域の景観資源の発掘・収集を行い、「(仮称)市内の魅力再発見」として身近な景観の魅力とストーリーを市民に発信していくことで、地域の資源をいかした景観づくりを推進します。

(2) 歴史を生かしたまちづくりの推進

横浜では今までも歴史を生かしたまちづくりに取り組み、歴史的景観資源を守り・活用することで横浜らしい歴史的景観を形成してきました。今後も地域の景観資源となる歴史的・文化的建造物等について調査を行い、特定景観形成歴史的建造物の指定や横浜市認定歴史的建造物の認定など、様々な手法による歴史的景観資源の保全と活用を検討します。

(3) 新たな歴史的景観資源の保全

これまで歴史を生かしたまちづくりの取組は主に戦前までの資源を対象に進めてきましたが、終戦後70年以上が経過し、戦後の建造物や街並みの中にも、長い年月を経て、地域の景観資源として親しまれているものがあります。今後は、それらについても単に構造や景観などの視点だけではなく、街の賑わいへの貢献や、市民にどのように親しまれてきたか、戦後復興期の位置付けなど、多様な側面から評価を行い、市民の意見を踏まえつつ、必要に応じて保全の取組を進めます。

(4) 新たな景観資源の保全の仕組みの導入と検討

景観法による景観重要建造物の指定や、歴史を生かしたまちづくり要綱による認定等の様々な制度の活用による景観資源の保全や助成制度に加えて、借り上げ制度やトラストの導入など、景観資源が地域住民等に活用されながら保全される仕組みを検討します。



3. 空間の活用等による都市景観の演出

(1) 都市景観の演出事業

地区の雰囲気にか合うライトアップや色彩の工夫などにより建造物等の魅力を一層引き立たせる取組や、オープンカフェや文化芸術活動の場として道路、河川、公園、庁舎などの公共空間や遊休施設等を活用する取組など、既存の施設等を活用し景観資源としての魅力を引き出す都市空間演出を行います。

(2) エリアマネジメントの取組の推進

地域に公開された広場空間の活用など、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させるための、住民・事業者・地権者等による主体的な取組（＝エリアマネジメント）による、地域の特性に応じた魅力づくりを進めます。

(3) 公共空間の活用支援

公共空間における持続可能な賑わいの創出や高質なサービスの提供のために、公共空間活用の方針やガイドライン等の策定など市民や事業者が公共空間を活用しやすい環境づくりを進めます。また、新たな景観になり得る公共空間での先駆的活動について、社会実験を行うなどして実施手法を検討します。

活用の対象となる空間の例



4. 景観行政の総合的な体制強化

(1) 区局間の連携強化

関連する区局で組織する連絡会等の開催を通して、各地域の景観づくりや景観制度の運用状況を検証し、庁内での課題共有を図っていきます。

(2) 区役所における景観づくりの支援

区の魅力発信において、景観の視点を充実させます。各区及び局に相談窓口を設け、身近な生活やまちづくりの課題にもかかわる、景観づくり活動を支援します。

(3) 行政における人材育成

都市景観協議等の経過記録の共有や、職員向けの研修等を通して、都市景観協議窓口での協議における柔軟性と創造力の向上を図り、行政における景観づくりの専門的な人材の育成を行います。

(4) 景観専門部署との連携

事業担当部署と景観専門部署が連携することで、景観に係わる体制を強化しながら質の高い景観づくりに努めます。

4 景観づくりの普及と協働

景観を守ること、新たにつくること、より良くしていくことは難しい上に成果が見えにくいものです。そのため、様々な景観づくりの取組について評価を行い、その効果や意義を発信することで、景観づくりを普及させます。

また、景観づくりは行政だけでは決して成り立たないものです。建設業や土木業など直接空間づくりに関わる事業者、公共空間を利用してイベントなどを行う事業者、観光業などの景観の普及に関わる事業者、そして、身近な景観づくりに取り組む市民と協働しながら、継続的な景観づくりの活動の輪を広げていく必要があります。

1. 景観づくりの普及と発信

(1) 景観づくりに関する表彰の実施

良好な景観づくりの事例を評価・発信することで、景観づくりへの意欲を引き出していけるよう、魅力ある景観を活かした取組や継続的な景観づくりの取組に対する表彰を行います。

(2) 景観行政の取組の記録と評価

景観行政の成果と課題の蓄積と発信を行い、次の施策にいかしていくため、景観行政の取組を記録・評価した実録集等を作成していきます。

(3) 景観の意義の発信

良好な景観が観光業や企業誘致等にもたらす様々な価値や効果等、景観づくりの意義を発信していきます。

(4) 景観づくりに関する議論の場づくり

地域にふさわしい景観づくりの方向性を共有できるよう、幅広い分野や様々な主体を横断して広く景観について議論する場（シンポジウム、都市景観フォーラム等）を設けていきます。





2. 景観づくりの担い手の充実

(1) 景観まちづくり学習の推進

身近な景観への関心や愛着を深め、早い段階で景観づくりの見方や取り組み方を身に付けていけるよう、学校教育の授業など様々な機会をとらえて景観まちづくり学習を進めます。

(2) 市民向けの景観講座の実施

様々な世代の市民に向けて景観に関する講座などを通して自ら景観づくりに取り組む主体を増やし、地域における持続的な景観づくりの担い手を育てていきます。

(3) 事業者向けの景観研修の実施

事業者も重要な景観づくりの担い手であることを広く周知するために、景観と関連の深い産業を営む事業者向けに景観まちづくりの研修を行う等、企業と連携した景観づくりの発信の機会をつくります。

3. 市民・事業者の取組への支援

(1) 市民の取組への支援

地域まちづくり推進条例に基づくまちづくりの専門家派遣などにより、地域の課題解決や景観形成等による魅力向上など、市民が取り組む地域まちづくり活動を支援します。

(2) 景観づくりに関するコミュニケーションツールの開発の検討

景観づくりに取り組む人たちが共通認識や新たな景観の見方を持てるよう、ワークショップ等で用いるコミュニケーションツール等の開発、活用を検討します。

(3) 他分野との連携による継続的な支援

福祉や環境保全など様々な地域の課題を横断的・多面的に解決する取組が景観づくりの取組につながる場合があります。他分野とも連携しながら、地域の課題解決から景観づくりにつながる取組を継続的に支援します。

